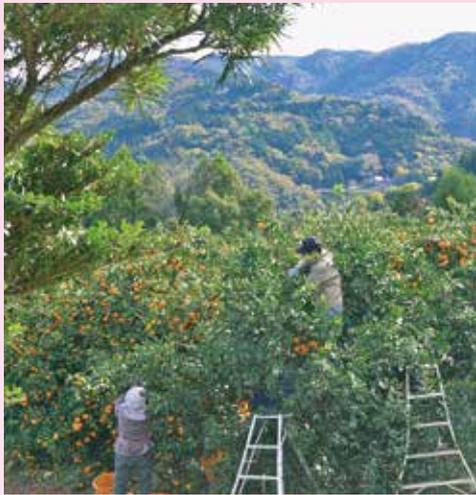


阿波の自治



公益財団法人 徳島県市町村振興協会 編集・発行

2017
Vol.91

2

巻頭言

まちを将来へつなぐために

徳島県町村会会長 神山町長 後藤 正和



6

特集

消費者行政新未来創造オフィスについて

消費者行政新未来創造オフィス
消費者庁参事官 日下部 英紀

22

地方自治雑感

小松島市に勤務して ～市の更なる飛躍を目指して～

小松島市政策監兼会計管理者 東 條 洋 士

24

市町村情報

地方創生の動き

美波町歴史文化の力でまちづくり特区事業

美波町総務企画課長 磯野 晴 幸 …… 24

研修生だより

研修の思い出

美馬市商工労働課課長補佐 金原 永 茂 …… 26

研修の思い出

松茂町総務課課長補佐 入 口 直 幸 …… 28

アカデミーレポート

「農山漁村地域の活性化（新たな時代への対応）」を受講して

阿南市農林水産課課長補佐 松本 佳 彦 …… 30

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けた動きについて 市町村課主事（行政担当） 晃 昇 雅 文 ……	32
ふるさと納税の現状と課題 市町村課主事（税政担当） 大 道 剛 ……	37
地方財政計画と地方交付税制度の概要 市町村課主事（企画財政担当） 丸 澤 祐 太 ……	42
マイナンバーカードの普及促進と今後の展望 地域振興課主事（情報企画担当） 松 永 憲資郎 ……	46
ふるさと融資制度について 地域振興課主事（集落・地域再生担当） 大久保 香晶子 ……	50
一步先の未来へ！“拳県一致”の地方創生戦略 地方創生推進課主事（地方創生担当） 宮 本 祐 子 ……	54

こちら編集部 …… 58



■表紙写真 佐那河内村

- 1 秋晴れのはでかけ（府能）
- 2 師走のみかん収穫（嵯峨）
- 3 夕暮れの代かき（菅沢）
- 4 村の夏の大イベント～納涼夏まつり～
- 5 大川原高原で涼む牛



徳島県町村会会長
神山町長

後藤正和

まちを将来へつなぐために

はじめに

神山町の人口は一九五〇年の二二、二四一人をピークに、二〇一五年の国勢調査では五、三〇〇人と、それ以前の国の予測値をさらに下回る状況が報告されました。国の人口データを基にした推計では、二〇六〇年には一、一四五人になると予想されています。一、一四五人という数字を分析すると、子どもの数は一学年あたり三人となり、町の中で小・中・高校を維持することは難しくなります。また、神山町が全国的に知られるきっかけとなったサテライトオフィスを呼び込んだひとつの要因であるインターネット環境は契約者数の減少から維持できなくなり、サテライトオフィス自体も撤退するか

もしれません。交通に目を向けると、町内を走る路線バスの廃線、これに伴う買い物難民の増加など、少し考えるだけで様々な悪影響が思い浮かび、地域にとって人がいることがいかに大切かということを感じます。

このような成り行きまかせの未来予想に対し、神山町では現世代が町の将来をあきらめるのではなく、町を将来世代へつなげようと町職員、住民が協働し、様々な課題に取り組んでいます。

神山町創生戦略「まちを将来世代につなぐプロジェクト」

神山町では、二〇一五年十二月に神山町創生戦略「まちを将来世代につなぐプロジェクト」を策定しまし

た。(以下、創生戦略)創生戦略の策定作業は、町の将来を考えるとということから町の将来を担う若手のワーキンググループで行いました。具体的には四十九歳以下を中心とする町役場の若手職員と若手住民で構成する約三十名で、神山町で生まれ育った人、新しく移り住んだ人、男女比が偏らないようにし、なるべく多様な視点から物事を考えることができるよう工夫しました。

これは、若手メンバーが創生戦略の策定作業を通じて成長してくれることや、新たな組合せで考えること



まちを将来世代につなぐプロジェクト策定ワーキンググループ

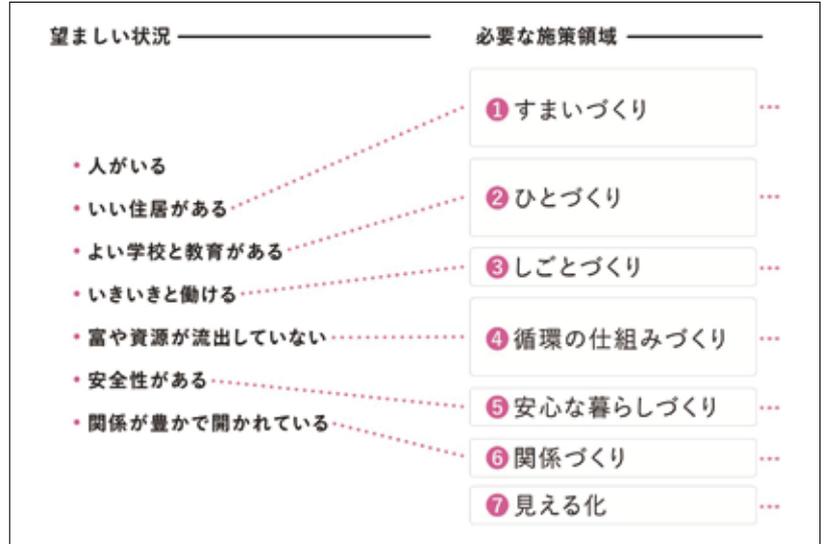
で、新しいアイデアが生まれることを期待しました。

また、良いアイデアも実行が伴わなければ意味がありません。創生戦略では、実行することを何よりも大切にし、担い手の発掘に力を注ぎました。

こうして生まれた創生戦略では、国のデータを基にした二〇六〇年の推計人口一、一四五人に対し、子ども数の数が今と同程度を維持できる人口約三、二〇〇人を目指し、毎年四四人の転入者を受け入れることを目標としました。

人は可能性の感じられる場所に移り住み、戻ってきて、暮らし続けると考えています。創生戦略では、人がいて、それを支える場があり、人々の間にいい関係性があり、新しい仕事や活動が常に程よく生まれているような可能性の感じられる町をつくるため、七つの施策領域を設定しています。

創生戦略の推進にあたっては、計画を確実に実行するため、新たに一



可能性が感じられる状況の構成要素と7つの施策領域

般社団法人「神山つなぐ公社」を設立し、行政と民間のそれぞれの強みを活かせる両輪の協働体制を整えています。

暮らしと交流の拠点づくり

地域に人を受け入れて行くためには、すまいが必要となりますが、神山町のすまいを取り巻く課題として次のようなことがあります。

神山町には現在、転入希望者が少なからずいますが、受け入れるための物件が不足しています。神山町では、地元NPO法人グリーンバレーと連携し、主に町内にある空き家を活用し、移住を受け入れてきました。が、先祖代々受け継いできた家を貸すことへの抵抗感、盆や正月の帰省のため、墓の管理のためなどの理由で利用できる物件が見つからないことや、管理する者がおらず朽ちてしまつた物件など空き家に関する様々な課題の中で、転入者に対し、すぐに提供できる物件が不足しており、受け入れ機会を失っていました。

次に、町内にかつて七校あった小学校が現在は二校に減った中で、遠い地域からスクールバスで通学する子どもは、学校から帰宅すると近所に同世代の子どもがおらず、テレビやゲームで過ごすことが多く、子ども同士遊び合い、学び合いの機会を逸しかねない環境があります。



集合住宅プロジェクト 大埜地集合住宅完成イメージ図

創生戦略に掲げる「すまいづくり」では、このような課題を背景に子育て世代を軸に新たに二十世帯を受け入れる集合住宅の整備を進めています。

建物は、入居者数のみを重視した地域の景観にそぐわない大規模なものとはせず、その土地らしい規模でつくりまます。建材には町産の木材を使用し、なるべく町のつくり手で行うことができるよう設計を工夫し、



集合住宅プロジェクト 高校生と緑地づくりのための苗木とり

住宅棟のほか、まちのリビング・読書室という文化施設を併設します。これらの集合住宅が転入増加のための単なる箱ではなく、町の将来を担う子どもたちが、子ども同士で遊び合い、たくさんのお友達と暮らすこと、周りにいる大人たちの多様な働き方や暮らし方を見て、将来の可能性をたくさん受け取ることができる場所となることを期待しています。

「すまじづくり」の分野

町の中に仕事が残り、地域内経済循環性を保つことや、つくり手が技術を磨き、継承する機会を得られるように考えています。敷地の緑地は、地元高校の生徒と連携し、近くの山から種や苗木をとることからはじめ、地域にある植物でつくります。

では、ほかに「すまじづくり」の分野があります。古民家を町の景観を形成する重要な資産と捉え、手を加え、将来へ残し、有効活用するもので、昨年度改修した物件は、「すまじはじめ住宅」として、一足飛びでは難しい移住の足がかりとなるよう、数ヶ月から一年半程度の滞在を目的とする人のためのすまじとして運用しています。

この集合住宅には、入居者以外の人の往来や集まりが生まれるよう、

今後、転入者を受け入れ町に暮らし続けてもらうことや、今ある高齢

者が大きな家に一人で暮らしている状況や町の人口密度の低下による小売業が成立しにくい状況を考えると、多様な人々のライフステージにあった多様なすまじの選択肢をつくることは行政の重要な課題であると感じています。

町の農業を次世代につなぐ フードハブ・プロジェクト

神山町は、日本一の生産量を誇るすだちなどの特産品をはじめ、各農家で米や野菜を生産するなど、暮らしの中で農業は切り離すことのできない重要な存在となっています。

日本の中山間地域では農業者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加、それらに伴う鳥獣害被害が社会問題となっています。農業の衰退は、地域で暮らしていく手段を失うだけでなく、その土地らしい文化や景観を失うことにもつながります。

フードハブ・プロジェクトでは、「地産地食」の考えを軸とし、地域で育てて地域で食べることを

で関係性を豊かにし、神山町の農業と食文化を次の世代へつなげていくことを目的としています。

この取組は、創生戦略策定時に町の農業に危機感を抱く町役場の職員と食を通じての様々なつながりを考えてきた若い移住者との出会いから生まれ、現在は、「株式会社フードハブ・プロジェクト」を新たに設立し、この二人を含めたくさんの方が関わり運営を行っています。

農作物の生産はもちろんのこと、



フードハブ・プロジェクト もち米の稲刈り体験

地域の食材を地域の人に食べてもらうための食堂やパン屋の経営を行い、ここで得た収益を次世代の農業者の育成などに活かすという、持続可能な農業の仕組みをつくっています。

ほかに、地元高校の生徒などと連携し、「地域で育てて、地域で食べる」食を通じた「循環」の意識を広める食育にも取り組んでいます。

自分の町の動きを知る 町民町内バスツアー

神山町は、移住者の受け入れやサテライトオフィスの進出、これらに伴い町に新たな施設や商いが生まれたことなどがテレビや新聞などで紹介されます。

これに対し、町外から視察者が訪れることがあります。町の中に目を向けると「テレビや新聞で見るが実際に行ったことがないのでよく分からない。」「行きづらい。」「どうして住民の声を聞くことがあります。町外の知人に町の最近の動きを聞かれたときに、自分の町のことなのに話せない、自分と町の動きの間に距離を感じている人が少なくありません

でした。

そこで、少しでも町の動きを身近に感じてもらえるよう、町に縁のある人を対象に、実際に動きの現場を訪れるバスツアーを行っています。参加は応募形式としていますが、参加希望が絶えず、開始から一年で十七回開催され、約二百名が参加してくれました。

参加者からは、「町の中に若い人たちがいて、神山のためにがんばってくれている姿を見てとてもうれしい。自分もできることがあれば協力したい。」「町を離れたいと言う息子がいるが、町にはこんなすばらしいところがたくさんあると話してあげたい。」など良い反応をいただいています。

このツアーは、参加者に町に起こっている動きの実施過程を理解してもらい、より開かれたものにしていくための大切な役割を担うものだと考えています。何より、自分の町のことを自分ごととして話せるようになる、この変化が町をより豊かにしてくれると確信しています。



町民町内バスツアーでサテライトオフィスを見学

この取組にあたって、ツアーを受け入れていただいている皆様方には大変感謝しています。

将来に向けて

このほかに、「ひとつづくり」の分野では、町にある高校の魅力化や町の子どもたちに他国の暮らしや働き方に触れ、また、その土地に生きる人々と接することを通じ、多様な

文化や価値観に対する理解を深めてもらうことを目指した国際交流プロジェクト、町内の高校生が高齢者のお宅に訪問し、学校で教わった造園等の技術を活かして困りごとを解決する孫の手プロジェクトを進めるなど、創生戦略の七つの施策領域で様々な取組を進めています。

すべての取組において、町役場や神山つなぐ公社だけで進めるのではなく、分野横断的な新しい組み合わせを意識し、様々な分野の人たちと、地域らしさを見つめ直し、どうすればより良くなるか学びながら進めています。このような動きを通じ、経験をつみ成長している住民や町の職員を見るときとても頼もしく感じます。

創生戦略で見据えている最も遠い将来である二〇六〇年には、私の世代を含み創生戦略の策定に携わった方々も姿を消しているかもしれませんが、町民が将来に希望を持って生きていけるように、そして神山らしい良質な文化をつないでいくために、現代を生きる我々があきらめることなく考え、動くことが大切だと感じています。

消費者行政新未来創造オフィスについて

消費者行政新未来創造オフィス

消費者庁参事官 日下部 英紀

1 はじめに

消費者行政新未来創造オフィス（以下「オフィス」という。）は、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造の拠点として、平成二十九年七月二十四日に徳島県庁舎十階に開設され、業務を開始しました。本稿では、まず消費者庁の概要と任務を概観し、徳島県にオフィスが開設されるに至った経緯に触れた上で、オフィスで展開する「新未来創造プロジェクト」の概要と、「消費者庁の働き方改革の拠点」としての取組を紹介したいと思います。

2 消費者庁の概要と任務

過去、各府省庁縦割りの仕組みの下、産業振興の間接的、派生的テーマとし

て消費者行政が行われる中、悪質商法・偽装表示等の被害を受ける消費者が続出し、製品や食品による不慮の消費者事故も表面化していました。こうした社会状況を踏まえ、これまでの行政をパラダイム転換するため、消費者庁は平成二十一年九月一日に発足しました。

消費者庁は消費者行政の「司令塔」、「エンジン役」であり、①情報の一

消費者庁の業務概要

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）のサポート	企画立案
国会対応	<ul style="list-style-type: none"> 法律、政令、内閣府令の策定、改正やガイドラインの策定など
<ul style="list-style-type: none"> 国会答弁（消費者特委、他省庁委員会） 与野党の部会・調査会、国対等ヒアリング 法案、施策、予算等の説明 	司令塔機能
法執行	<ul style="list-style-type: none"> 事業者を縦割りで所管する各省庁が行う消費者行政をとりまとめる司令塔となる（経産省、厚労省、農水省、国交省、総務省、金融庁、食品安全委員会等） 消費者基本計画（閣議決定）の策定・改定に関する関係省庁等との調整、進捗状況確認 個別事案についての、関係省庁への対応要請（措置要求）や関係省庁と連携した注意喚起
事業推進・調査等	危機管理
<ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政のバックアップ、活性化 消費者事故に関する情報の集約、分析、発信 消費者教育の普及・推進 消費生活動向に関する調査 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対応が必要な生命身体の安全に係る重大事案が発生した場合の対応。 <ul style="list-style-type: none"> 官邸との迅速な調整 関係省庁（閣僚レベル、局長レベル）会議を開催 情報共有と対応方針の検討・決定 <p><例>中国産冷凍餃子事件及びアクリフーズ事件</p>

資料①

元的な集約、調査・分析、②情報の迅速な発信、注意喚起、③緊急時対応が必要な生命・身体事案への政府一体となった対応、④各省庁に対する措置要求、⑤「隙間事案」への対応（勧告等）、⑥消費者に身近な諸法律の所管・執行⑦横断的な制度の企画立案、といった任務を負っています。具体的な業務としては所管する法令等の企画立案や執行、各種事業の推進・調査のほか、消費者庁ならではの機能として、消費者行政の司令塔機能、重大事案が発生した場合の危機管理機能があります（資料①）。

3 オフィス開設までの経緯

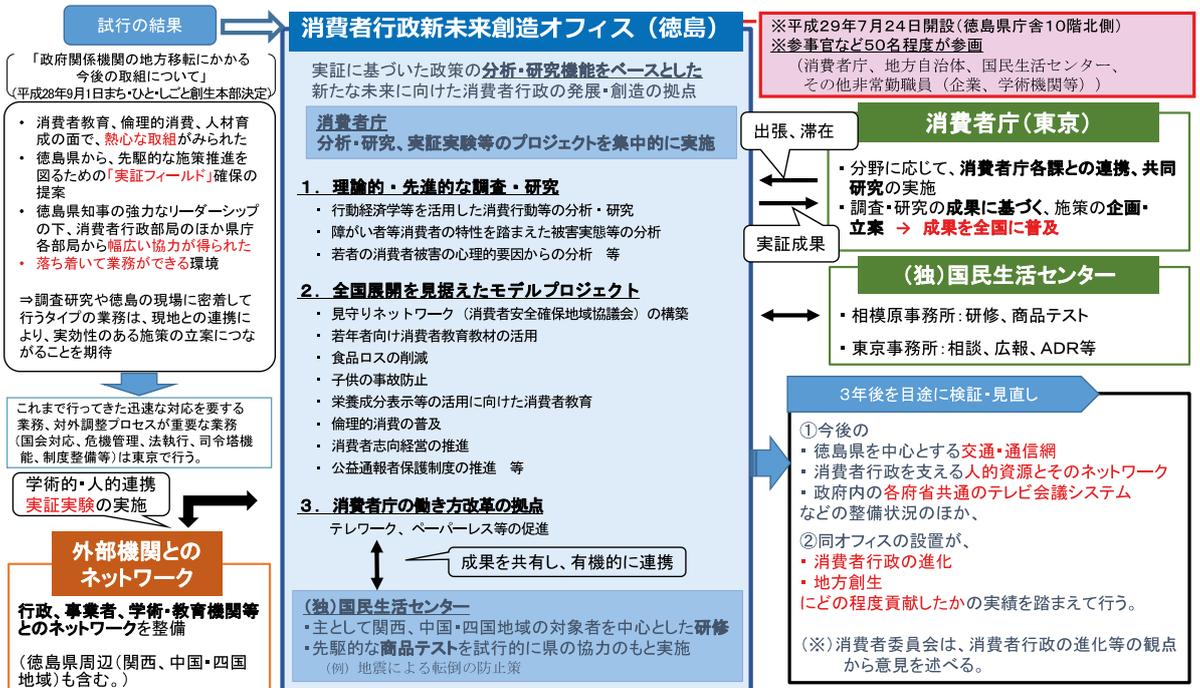
中央省庁等の地方移転については、国のまち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）において、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかという地方創生の視点と、国の機関としての機能確保の視点、地方移転によって過度な費用の増大や組織肥大化にならないか、地元の協力・受入体制が整っているかという移転費用等の視点から検討が進められてきました。消費者庁においては、板東久美子長官（当時）以下、同年三月（約一週

間）と七月（約一か月）の二回にわたり徳島県に試行的に滞在し、ICTの活用等による業務の試行、徳島県の消費者行政の実情把握、働き方改革の視点からの検証を行いました。

その結果、同年九月に「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」を本部において決定し、改めて二つの考え方が整理されました。

①これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、及び国会対応や危機管理等の対応調整プロセスが重要な業務は引き続き東京で行うこと。
②徳島県にオフィスを置き、実証に基

消費者行政新未来創造オフィスの機能・業務



資料②

づいた政策の分析・研究機能をベースとした、消費者行政の発展・創造の拠点とすること。

具体的には、「消費者行政新未来創造オフィス」を開設し、消費者庁等の職員のほか徳島県及び周辺地域の行政企業、学術機関等からの人材も含めた多様な人員構成とし、さらに徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施することとされました（資料②）。

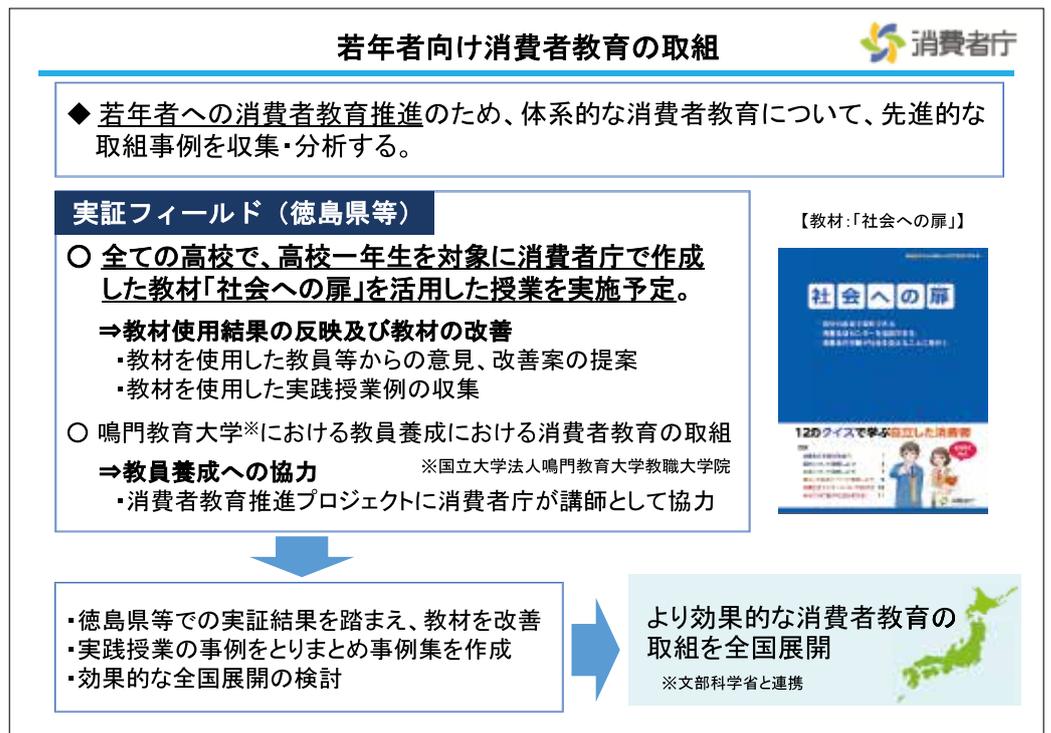
4 新未来創造プロジェクト

オフィスでは、徳島県や周辺地域をフィールドとして、実証実験や調査・研究等を行います。以下では、各施策実施についての背景や概要、オフィスで行うプロジェクトの方針等（平成二十九年九月時点）について紹介します。

（1）消費者庁が行うプロジェクト

○若年者向け消費者教育の取組

消費者教育は、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的とした消費者教育推進法（以下「推進法」という。）を踏まえて推進することが重要です。現在、学校、家庭など様々な場で、消費者教育を総合的・一体的に推進するための様々な取組が始まっています。



るところです。

このような中、平成二十七年六月、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が十八歳に引き下げられ、それに伴い民法の成年年齢引下げに向けた議論が活発化しています。

成年年齢が十八歳に引き下げられた

的、基本理念を考慮し、主に高校生を

対象とした消費者教育教材「社会への扉」を作成しました。

「社会への扉」は、近い将来、成人として消費生活を送る上で、最低限必要な「契約」、「お金」、「暮らしの安全」に関する知識を習得し、消費者トラブル

場合、新たに成年となる十八〜十九歳について消費者被害の増加が危惧されており、その対策の一つとして消費者教育が期待されています。学校における消費者教育は、推進法の施行後、着実に進んでいるところですが、取組の内容は学校間で差があり、また、消費者行政と学校教育現場との連携についても地域によって一様ではない状況です。

そのため、成年年齢引下げに向けた動きを踏まえ、消費者庁では、平成二十九年三月に推進法の目的

ルにあったときは消費生活センターに相談できる等、適切な行動を実践する能力を育むことを目的としています。

このプロジェクトでは、徳島県というフィールドを活用した若年者への消費者教育の推進を図ります。具体的には、徳島県内の全ての高校一年生を対象として「社会への扉」を配付し、同教材を活用し授業を実施していただく予定です。平成二十九年度は、授業を担当した教員や授業を受けた生徒を対象にアンケート調査を実施します。これらの実証結果を踏まえて、今後「社会への扉」を必要に応じて改善するとともに実践授業の事例の取りまとめを行う予定です。

○見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の構築

近年、認知症の方を含め、高齢者等の消費者被害が増加、深刻化しています。高齢化がより一層進行することを考慮し、消費者安全法を改正し、国及び地方公共団体が「消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」）」を設置できるようにしました（平成二十八年四月施行）。また、法では、見守り等の取組を行う協議会の構成員間で見守り対象者に関する個人情報を提供できるようにしました。構成員は、消費生活

上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行い、高齢者等を見守ります。

高齢者等の消費者被害を未然に防止するためには、官民問わず高齢者等と日常的に接している地域の身近な方々（地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護サービス事業者等）が、高齢者等の日常の変化に気づき、必要に応じて消費生活センターにつなぐ等、地域で高齢者等を見守る仕組みを構築することが重要です。

このプロジェクトでは、徳島県を実証フィールドとして、県の協力を得ながら、県内の全市町村に協議会を設置する取組を進めているところです。現在、県内市町村に対するヒアリングを実施し、協議会の設置に向けての

ボトルネックの洗い出しや、協議会設置後の成果や現在の活動状況の調査を行っています。協議会は、それぞれの地域の特性に応じて組織することが可能となっており、設置に向けてのポータルネットワークや協議会の取組も多様です。

見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の構築



◆ 高齢者等の消費者被害防止の取組として、相談体制の整備に加え、消費者に身近な地域の関係機関の連携による見守りネットワークの構築が重要。

※全国目標：平成31年度末までに、各都道府県の人口5万人以上の全市町村に地域協議会を設置

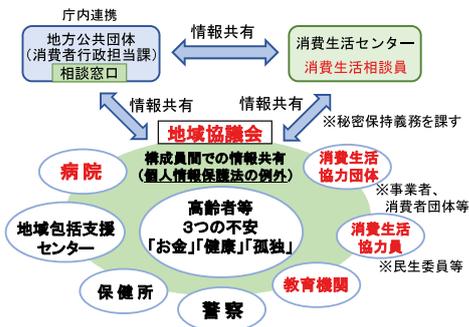
実証フィールド（徳島県等）

○ 全県的に見守りネットワークを構築し、県内の全ての高齢者等が地域で見守られる体制を構築する。

⇒構築にあたっての課題、課題解決の先進事例の入手

- ・徳島県内の課題解決の先進事例を全国に情報共有し、ネットワークの構築の促進を図る。
- ・効果的な構築方法の検討

【「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ】



見守りネットワークを日本各地で構築



今後、全国的な協議会設置の促進に向けて、徳島県等における様々な取組事例を蓄積し、紹介していきたいと考えております。

○倫理的消費（エシカル消費）の普及
世界では、地球温暖化や開発途上国

の労働者にまつわる人権問題など、日本国内では、グローバル化、少子高齢化のなかで疲弊する地域経済の活性化などの社会的課題があります。こうした背景から、より良い社会の実現に向けて、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した「倫理的消費（エシカル消費）」への関心が高まっています。

配慮などが挙げられます。消費者庁では、平成二十七年五月から約二年、『倫理的消費』調査研究会を開催しました。研究会において、様々な分野の専門家により幅広い観点から行われた議論を整理し、平成二十九年四月に取りまとめを公表しました。取りまとめでは、倫理的消費の概念の全国普及に当たり、以下の推進方を掲げています。

- ①国民全体による幅広い議論の喚起
- ②学校での教育などを通じた消費者の意識の向上
- ③事業者による消費者とのコミュニケーションの促進、推進体制の整備
- ④様々な主体、分野の協働によるムーブメント（推進活動）づくり

こうした中、このプロジェクトでは、次の取組を行う予定です。

- ・倫理的消費に取り組んでいる消費者、事業者、行政等に対し、ヒアリングを実施し、課題や行政に期待される役割等の把握
- ・徳島県が立ち上げた地域版プラットフォーム「とくしまエシカル消費推進会議」との連携
- ・地方でのエシカル・ラボの開催

これらの取組結果を踏まえ、先進的な取組事例の公表など、より効果的な取組を全国に展開します。

倫理的消費（エシカル消費）の普及

◆ **倫理的消費の概念の普及や多様な主体によるムーブメント作りのため、地方でエシカル・ラボを開催し、全国的な普及・展開を図る。**

※倫理的消費（エシカル消費）：地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動を指す。
例として、フェアトレード商品やリサイクル製品の購入などが挙げられる。

実証フィールド（徳島県等）

- 既に取り組を行っている消費者・事業者・行政等に対し、**ヒアリングを実施**
⇒倫理的消費の普及・推進にあたっての課題、行政に期待される役割等を把握
- 徳島県が立ち上げた地域版プラットフォームとの連携を図る。
- 昨年の徳島県に続き、今年度は鳥取県で**エシカル・ラボを開催**。

【「エシカル・ラボinとっとり」の様子】



・徳島県のプラットフォームをモデルとして、全国展開に向けた課題を検証。
・ヒアリング結果をもとに、より効果的な取組について検討。

実証結果を踏まえ、より効果的な取組を全国に展開



倫理的消費とは、消費者それぞれが、各自の社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら、消費活動を行うことです。社会的課題の解決には、消費者一人一人の行動が不可欠かつ有効です。倫理的消費の具体的な例は、障がいのある方への支援につながる商品等の消費（人への配慮）、フェアトレード商品の消費（社会への配慮）、エコ商品の消費（環境への配慮）などがあります。

○食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間二七七五万トン(※)の食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は六二一

万トン(※)発生しています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成二十六年で年間約三二〇万トン)の約二倍に相当します。

また、食品ロスを国民一人当たり換算すると、「お茶碗約一杯分(約一二四g)の食べもの」が毎日捨てられていることになるのです。「もったいない」と思いませんか？

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

食品産業では、平

食品ロスの削減



◆ 食品ロスの家庭における削減の取組を推進するための効果的な取組を検討し、広く普及させることが必要。

※国内で年間約621万トンの食品ロスのうち、約半分にあたる約282万トンが家庭から発生している。

実証フィールド(徳島県等)

○ モニター家庭を対象とした食品ロス削減に資する取組の実証を行う。

⇒ 県内のモニター家庭(約100世帯)において、食品ロス削減に資する取組を実施。

⇒ モニター家庭を対象としたアンケート調査や食品ロスの削減量測定を実施。

【食品ロス削減に向けた啓発用チラシ】



・食品ロスの発生量や食費の低減、行動や意識の変化など、取組による効果を検証。

実証事業の成果を踏まえ、食品ロス削減に資する取組を全国展開

成二十四年四月から環境省及び農林水産省が食品リサイクル法に基づく「発生抑制の目標値」を設定し、食品ロスの削減の推進を図っているとありますが、そもそも食品ロスを発生させる要因の一つとして、消費者の過度な鮮度志向があるのではないかといわれている

ます。

このため、徳島県内のモニター家庭に対し、消費者の意識の向上を図るとともに、家庭において、食品ロスの削減に資する取組の指導、実践の支援等を行います。その効果を検証し、消費者が食品ロスに対する認識をより高めて消費行動を改善するような働きかけとともに、食品ロス削減に効果的な事例の収集を行い、全国的な展開を図ります。

※農林水産省及び環境省「平成二十六年度推計」

○子供の事故防止

我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、十四歳以下の子供が毎年三百人以上亡くなっています。子供たちの明るい未来のためにも、「不慮の事故」を可能な限り防止することが必要です。

このような現状を踏まえ、消費者庁は平成二十八年六月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を立ち上げ、関係府省庁と連携し、取組を推進しています。

また、消費者の立場に立って子供を不慮の事故から守るため「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進してきました。

具体的には消費者庁に集約される事故情報等の分析を基にした注意喚起や先進事例・教材の紹介等、様々な情報を提供しています。「子ども安全メール」や「消費者庁」を週一回配信、「消費者庁 子どもを事故から守る！」公式Twitterを投稿するほか、シンボルキャラクター「アブナイカモ」とそのテーマソングによる親しみやすい啓発活動を行っています。更に、0歳から六歳までの子供に、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法をまとめた「子どもを事故から守る!! 事故防止ハンドブック」を発行し、各自治体や関係機関協力のもと普及啓発に努めています。

今後とも、子供の事故を防止するためには、保護者や保育に関わる関係者がしっかりと知識を身につけ意識を向



子供の事故防止

◆我が国では消費生活上の事故等により、14歳以下の子供が毎年300名以上死亡しており、**子供の事故を防止する取組が必要。**

※消費者庁は平成28年6月に「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」を立ち上げ、関係省庁の司令塔として情報を集約している。

実証フィールド（徳島県等）

- **子供の事故防止についての取組を実施**
 - ⇒国の資料を利活用した様々な啓発活動を実施
 - ⇒多様な関係者による啓発活動
 - ⇒安全な製品を通じた意識啓発
- **全国展開のための調査・分析**
 - ⇒徳島県での取組の効果測定
 - ⇒消費者等や地域サポーター等に周知すべき事項を整理・分析・課題抽出

「子どもを事故から守る！プロジェクト」
シンボルキャラクター「アブナイカモ」



- ・分析に基づく効果的な啓発資料を作成
- ・調査結果を踏まえた報告書を作成

報告書などを踏まえて、
効果的な普及・啓発活動を
全国展開



上し、事故防止対策に積極的な取組が必要となります。

このため消費者庁では、徳島県内を実証フィールドとして、子供の事故防止に関する取組を実施している各関係団体、及び保護者に対し、仮説に基づいたヒアリング・アンケート調査を

実施し、保護者の属性に基づく課題を抽出するほか、より効果的なアプローチについても検討することとしています。更に、分析結果を基に、より効果的な啓発資料を作成し、全国への普及・展開に努めることとしています。

○栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育

平成二十七年度から容器包装に入られた一般用加工食品及び一般用の添加物への栄養成分表示が義務化されました。

消費者は、栄養成分表示及び栄養強調表示から、自らの食生活の状況に合った適切な食品の選択やバランスの取れた食生活に役立てることが可能となります。

しかし、適切に活用するためには、栄養成分等の働きや自身に必要な栄養成分等の量に関する知識を身につけること、自身の健康・栄養状態にあわせて活用のためのスキルを身につけると、栄養表示を活用し、自身の食事づくりに活かそうといった態度を養うことが必要です。

一方、保健機能食品として販売される商品は、多様化し、増加しています。その特徴を理解できている消費者は多くありません。それぞれの特徴を

正しく理解するとともに食品表示や届出情報等を活用し、適切な選択ができる消費者を増やすことは喫緊の課題です。

消費者庁では、平成二十八年度に消費者向けに、栄養表示及び保健機能食品に関するパンフレット、支援者（管

○消費者志向経営の推進

消費者志向経営とは、企業が、消費者の視点を重視することを経営戦略として位置づけた上で、健全な市場の担

栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育 

◆消費者が自らの食生活の状況に応じた適切な食品の選択ができるよう、**栄養成分表示等の活用による※バランスの取れた食生活の普及啓発、保健機能食品の適切な利用に関する消費者の理解促進が重要。**

※平成27年度から、原則として全ての加工食品に対し栄養成分表示が義務化されている。

実証フィールド（徳島県等）

- **栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育**
 ⇒教育媒体及び指導要領を用いて、**若年女性、中高年者、高齢者向けの3つのプログラム**を組み、栄養成分表示等に関する啓発を行う検証事業を実施。
 ⇒様々なライフステージ等の違いを踏まえた栄養成分表示の活用や保健機能食品の適切な利用に向けた方法を検討・検証。
- **自治体、事業者へのヒアリング**
 ⇒徳島県内の自治体、事業者等を対象に、栄養成分等の表示についての取組状況や課題等に関するヒアリングを実施。

【栄養成分表示の例】

栄養成分表示 (1包装(2個)当たり)	
熱量	476kcal
たんぱく質	17.2g
脂質	22.7g
炭水化物	52.0g
糖質	49.3g
食物繊維	2.7g
食塩相当量	3.6g
鉄	1.4mg

↓

・検証事業の結果をもとに、教育媒体・指導要領を修正

→

修正した教育媒体及び指導要領を用いて、**全国展開**



理栄養士、栄養教諭、家庭科教員等）向けに、パンフレットを効果的に活用するためのポイントや方法をまとめた解説書を作成しました。

そこで、自身の健康・栄養状態等に合わせ適切に栄養成分表示等を活用することができ消費者を増やすことを目指して、平成三十年度以降に実施を予定している消費者教育の全国展開に向けて、パンフレット及び解説書を用いた、地域に密着した教育プログラム（若年女性向け、中高年者向け、高齢者向けの計3

種）の企画・実施・評価する事業を徳島県内で実証します。

い手として、また、持続可能な社会の構築に向けた社会的責任を自覚して、事業活動を展開することです。既に多くの企業が、消費者志向経営に相当程度取り組んでいます。

一方で、商品やサービスの多様化・複雑化や情報化の進展などを背景に、企業と消費者の関係が多様化し、企業は、消費者とのコミュニケーションを一層、深化させていくことが必要となつていきます。

消費者志向経営の幅広い普及を図るため、事業者団体や消費者団体、そして消費者庁を始めとした行政で構成される推進組織（プラットフォーム）を設け、推進活動を展開しています。平成二十八年十月の「消費者志向経営推進キックオフシンポジウム」（消費者庁主催）の開催を契機として、推進組織は「消費者志向自主宣言・フォロアップ活動」等を実施しています。「消費者志向自主宣言・フォロアップ活動」とは、企業が自主的に消費者志向経営を行うことを宣言・公表し、取組を実施し、その内容・結果をフォロアップし公表する活動です。

新未来創造プロジェクトでは、地方版第1号である消費者志向経営の推進組織（徳島版プラットフォーム）の立ち上げを目指すとともに、平成二十九

年十月、徳島県との共催によるキックオフシンポジウムの開催を予定しています。

また、この推進組織をきっかけとして、県内事業者の消費者志向自主宣言の推進に取り組むこととしています。

平成三十年度以降は、徳島県での取

組結果を踏まえ、全国的に消費者志向経営を推進するための検討を行い、全国展開を図っていく予定です。

○公益通報者保護制度の整備促進

公益通報者保護法は、食品偽装やリコール隠しなど、消費者の安全・安心

を損なう企業の不祥事が、組織内部からの通報を契機として相次いで明らかになったことから、公益通報者の保護を図るとともに、行政機関や事業者における法令遵守を図り、もって国民の生命、身体、財産の保護を図ることを目的として制定されました（平成

消費者志向経営の推進 消費者庁

◆事業者が消費者を意識した事業活動を行うことが健全な市場の実現につながっていくという観点から、中小企業も含めた消費者志向経営の推進が重要。

※消費者志向経営：事業者が消費者の視点に立ち、消費者の権利確保及び利益向上を図ることを経営の中心とし、持続可能で望ましい社会の構築に向け、社会的責任を自覚して事業活動を行うこと。

実証フィールド（徳島県等）

○地方版の消費者志向経営の推進組織（プラットフォーム）の設立

⇒普及・啓発策の検討・実施
※平成29年10月13日にシンポジウムを開催

⇒消費者志向自主宣言の推進

消費者志向経営推進組織（プラットフォーム）

消費者団体 事業者団体

行政機関

・取組結果を踏まえ、全国的に消費者志向経営を推進するための検討を行う

より効果的な取組を
全国展開

公益通報受付窓口(市区町村)及び内部通報制度(事業者)の整備促進 消費者庁

◆市区町村における公益通報窓口や中小企業における内部通報窓口の整備が進んでいない現状を踏まえ、窓口設置等に係る取組を促進することが重要。

※公益通報：企業不祥事等により国民生活の安全・安心が損なわれることを防ぐため、事業者内部の労働者が所定の要件を満たして行う通報。

実証フィールド（徳島県等）

○県内地方公共団体の通報受付窓口の整備促進

⇒消費者庁及び徳島県の主導により、県内地方公共団体（徳島県及び県内24市町村）の通報受付窓口を整備（県内地方公共団体の共通窓口を含む）。

○県内事業者の取組促進

⇒消費者庁及び徳島県の主導により県内地方公共団体が、県内事業者による実効性の高い内部通報制度の整備を促進支援。

・モデル事業の効果の検証、他地域への展開のための課題の把握・分析等

検証・分析の結果を踏まえ、
全国展開

（全市区町村をカバーできるよう窓口整備を促進）

十六年六月公布、平成十八年四月施行）。
 しかしながら、法施行後十年以上経過した現在も、特に市町村や中小企業における通報窓口の整備が進んでいない現状等を踏まえ、通報窓口の整備及びその適切な運用に係る取組を促進することが重要な課題となっています。

そこで、このプロジェクトでは、徳島県と連携して以下のモデル事業に取り組みます。

まず、県内自治体における通報窓口（自治体自身の法令遵守に資する通報窓口及び所管事業者の法令遵守に資する通報窓口の双方を指します。）の整備促進として、各自治体内部に設置する個別の通報窓口に加え、県内自治体の外部に共通の通報窓口を整備することにより、通報者にとってより通報しやすい環境を整えます。

次に、県内事業者のコンプライアンス経営に係る取組を促進し、もって消費者等からの一層の信頼向上を図るため、県内事業者による実効性の高い内部通報制度の整備を促進支援します。ただし、中小企業においては、資金・人手・ノウハウ等の不足、従業員が少ないために通報者が特定されやすいなどの理由で、通報窓口を独自に設けるのが困難であるのが実情です。そこで、具体的には、事業者組合や業界団体等

へ事業者が共通で利用できる内部通報窓口の設置を促進します。

平成三十年度以降は、これらのモデル事業の効果を検証し、他地域への展開のための課題等を分析した結果を踏まえ、先進事例を紹介するなど周知広報を積極的に行って、全国の自治体及び自治体内の事業者における通報窓口の整備等を促進します。

○行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究

近年、「客観的な証拠に基づく政策立案（EBPM）」の観点から、市町村レベルでの社会の生活の中で実験を行い、仮説を検証するフィールド実験が目されています。このプロジェクトでは、依田高典客員研究主幹（京都大学大学院経済学研究科教授）をはじめとした有識者の方々と協力し、行動経済学の知

見を活用して、徳島を実証フィールドとする調査研究を実施します。

行動経済学は、心理学の研究成果を用いて、より「現実的な」人間の経済行動をモデル化し、経済・社会現象を実証的に分析する経済学です。行動経済学では、つい面倒な作業を先送りに

行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究

◆ 消費者を取り巻く環境が急速に変化していく中、消費生活の現状や消費者問題に対する調査・分析や基礎研究を行うことが重要。

↓

「課題発見・対策提示」による効果的な政策立案の実現

実証フィールド（徳島県等）

○ 行動経済学等を活用し、消費者を取り巻く現状や消費者政策に関し、

- ① 基礎的・理論的かつ学際的な研究
- ② 調査対象者の協力を得て、徳島を実証フィールドとする調査研究を実施。

⇒ 行動経済学に基づく実証分析・調査・研究の実施により、確かな根拠に基づく政策立案、効果的な政策の検討が可能となる。

助言

研究員（学識経験者）
※依田客員研究主幹ほか

※ 行動経済学：心理学の研究成果を用いて、より「現実的な」人間の経済行動をモデル化し、経済・社会現象を実証的に分析する経済学

消費者庁の政策の
企画・立案能力の向上

したり、長期的にみて良くないと分かっていても目先の誘惑に駆られてしまったり、役立つ情報を与えられてもうまく活かすことができなかつたり、といった、人間の限定合理性の側面に注目します。

このプロジェクトでは、そういった側面を持つ消費者がより合理的な消費行動（特に、商品・サービスの選択や利用方法）をするような後押しを行政から行い、消費者の生活の質を高めるためにはどのような働きかけが効果的かを調査・分析します。例えば、不健康な生活をしている人に、生活習慣病になった場合に負担しなければならぬ費用を、金額として目に見える形で示すと、もっとバランスの取れた食事や運動をしようと生活を改めるかもしれません。同じ金額で示すにしても、チラシやパンフレットを見る場合と、講習会や有識者の対面でのアドバイスの場合とでは受け止め方が変わるかもしれません。こういった様々な働きかけの効果を、比較・検証することで得られる知見を、よりよい政策の企画・立案に役立てることがこのプロジェクトの狙いです。

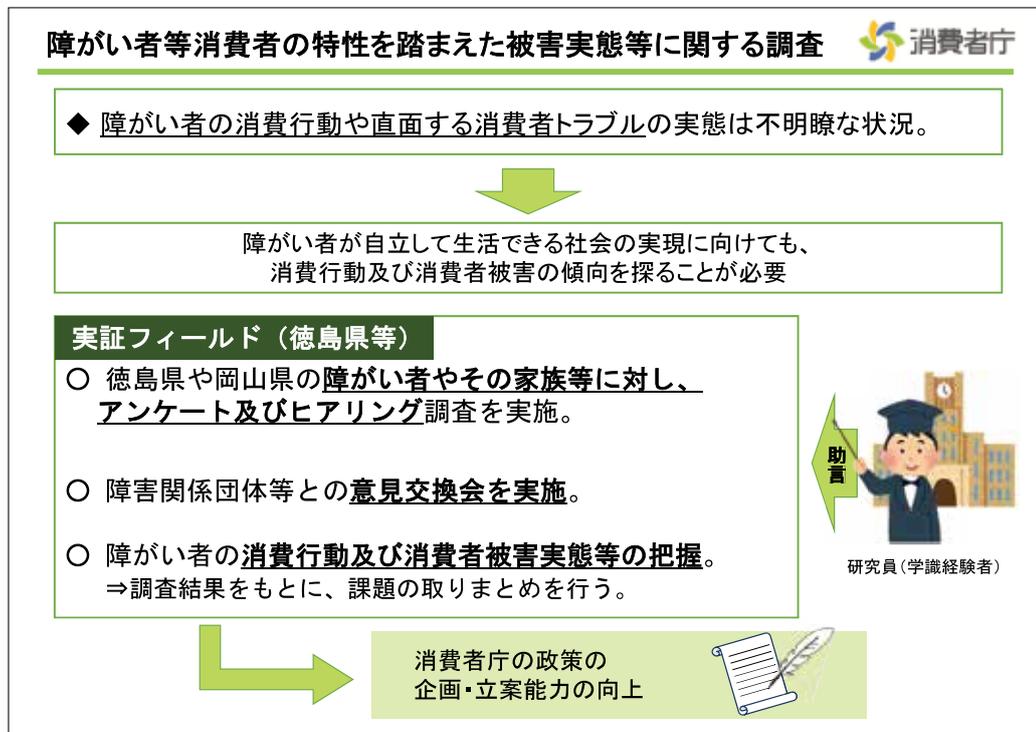
平成二十九年度は、徳島県の消費者の方々を対象に、年齢、家族構成、職業といった属性を尋ねるアンケートを

実施し、平成三十年以降のフィールド実験に向けた体制作りを行う予定です。

○障がい者等消費者の特性を踏まえた被害実態等に関する調査

このプロジェクトでは、障がいのある方々の消費行動の特性を探ることを目的とし、徳島県と岡山県の協力を得て、障がいのある方及びそのご家族等の支援者、さらには福祉施設や事業所等を対象としたアンケート調査を実施する予定です。障がいのある方々が、普段の生活の中で「どこで」「どのような手段を用いて」「どのような形態の買物をしているのか」や「買物をする上で困っていることは何か」等、障がいのある方の消費行動の特性やそれに起因する消費者トラブルの傾向について基

本的な情報を収集します。次に、その結果を踏まえ、支援者団体等の障がいのある方の支援を行っている方々を主な対象としたヒアリング調査を実施します。「本人が気づかないうちにトラブルに遭っている」「被害が少額だからとどこにも相談してい

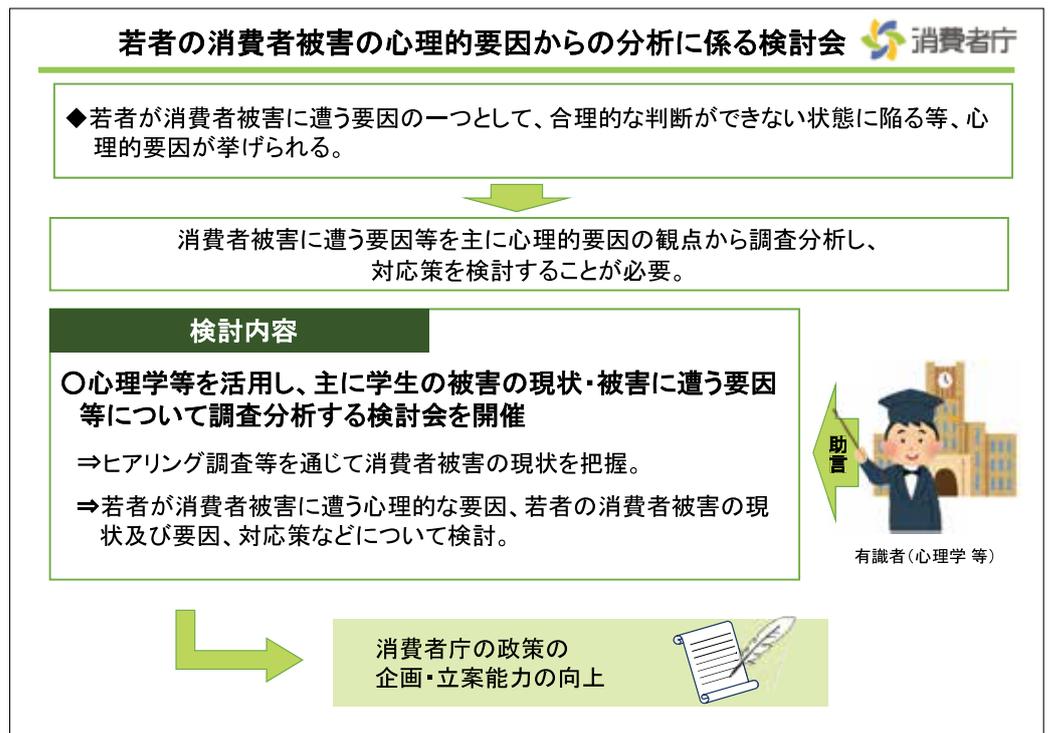


なかった」等、表面化していない消費者トラブルは数多くあります。ここでは、消費者トラブルの実態把握や消費生活相談窓口へ相談するまでに至っていないような隠れた消費者トラブルの深掘を実施する予定です。

これらの調査・研究を通じて、障がいのある方の消費行動及び消費者トラブルの事例を紹介し、最終的には、消費者トラブルの拡大予防・未然防止につなげることを企図しています。障がいのある方が、地域で生活をするにあたって身近に潜んでいる消費者トラブルに気づくきっかけになればと考えています。

○若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会

若者は、成熟した成人と比べて知識や経験が乏しく、消費者トラブルに巻き込まれたり、被害が大きくなったりすると言われています。特に、成人前後は大学への進学等で一人暮らしを始めるなど、社会と接点を持つ活動も急速に増えてくる時期です。若者の消費については、平成二十九年版消費者白書でも取り上げておりますが、このような若年期の状況によって生じる特徴的な消費者トラブル等があり、消費者庁においては非常に重要な課題と捉え



ています。

また、平成二十九年一月には、消費者委員会において、「いわゆるマルチ商法について、大学生等が被害に陥りやすい心理的背景（例えば『マインドコントロール』等）につき、社会心理学や臨床心理学等の知見を得た調査

研究を行うべきである」と提言されたところでです。

今般立ち上げた「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」では、西田公昭教授（立正大学心理学部）を座長、法律家・相談員・事業者・ジャーナリストといった方々を委員とし、若者の消費者被害について、ヒアリング調査等を通じて消費者被害の現状、消費者被害に遭う要因等を主に心理的要因から調査分析し、対応策を検討する予定です。若者は消費者トラブルに遭っても消費

生活センターのような窓口相談にない傾向があり、なかなか表面化しません。また、一度マルチ商法等にのめり込んでしまうと救済することも難しいことから、未然の防止策も重要です。平成三十年六月を目途で報告書をまとめる予定です。

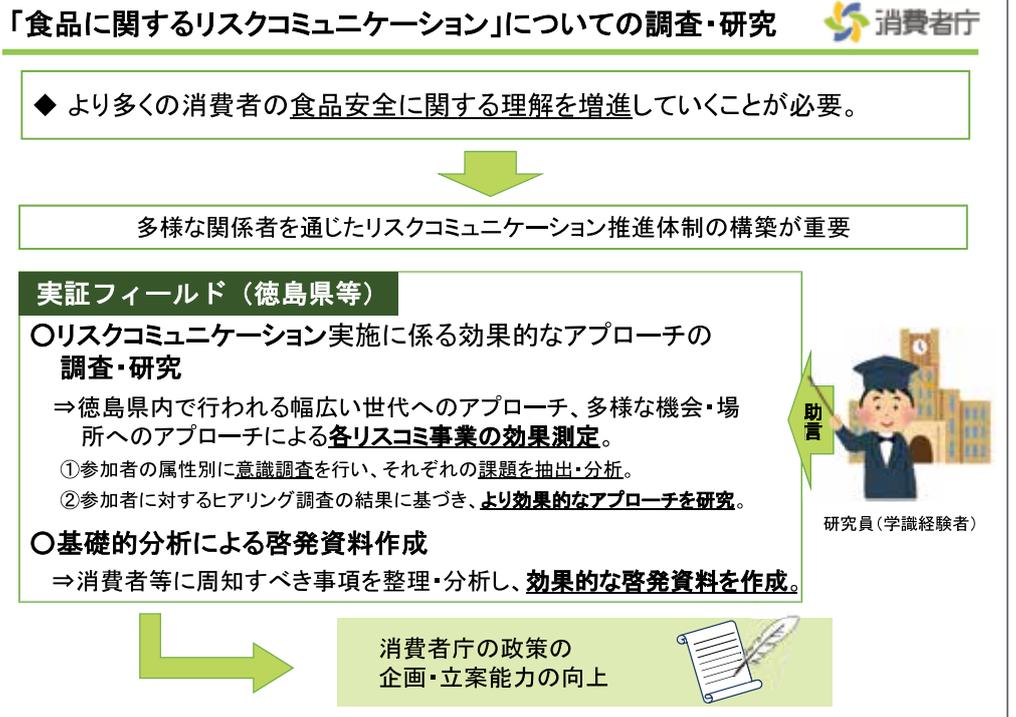
○「食品に関するリスクコミュニケーション ション」についての調査・研究

消費者行政に限らず、様々な行政分野において消費者の声を政策に反映させる試みが行われています。

食品安全に関しては、国際的には一九九〇年代以降、遺伝子組換え食品を巡る論争やBSE問題などを契機に、消費者が抱く疑問や懸念などに対し、それまでのような単なる説明会や啓蒙に留まらないコミュニケーションが求められています。

我が国では、平成十三年に国内で初めてBSEに感染した牛が確認されて以降、食品安全の行政スキームが大幅に見直され、FAO（国連食料農業機関）とWHO（世界保健機関）の合同専門家会議で整理された考えの下、食品安全基本法が制定され、リスク評価機関とリスク管理機関の分離と関係者相互のリスクコミュニケーションの実施が定義されました。

その後、リスクコミュニケーションは、消費者の期待に応える取組として認知され、特に、平成二十三年の東京電力福島第一原子力発電所の事故以降は、放射性物質に対する消費者の疑問や不安に対応するため、消費者庁をはじめ関係府省が連携して重点的に取り組んできました。



今後とも、経済が発展し科学技術が

進歩する中で、豊かな消費生活を持続していくためには、事業者、消費者、行政等の関係者が食品安全に関する情報、疑問や不安を共有する、様々なテーマに関するリスクコミュニケーションに取り組むことが肝要です。

策の企画・立案能力の向上に努めることとしています。

（2）国民生活センターが行うプロジェクト

○研修事業
国民生活センターでは、地方消費者

消費者庁では、徳島県内を実証フィールドとして、県庁や県内関係団体等が取り組む三つのシンポジウム形式のリスクコミュニケーションにおいて、仮説に基づいたアンケート調査を実施し属性に基づく課題を抽出するほか、県内各地においてヒアリング等を行い、より効果的なアプローチについても検証することとしています。更に、分析結果を基に消費者等に周知すべき事項を整理・分析し、効果的な啓発資料づくりに取り組む、今後の当庁の政

行政の能力向上・消費生活相談等の対応力を高めるための研修を実施しており、なかでもロールプレイングやグループワークなどの事例検討型研修や参加体験型研修に重点を置いています。徳島県においては、その立地特性から主として「関西、中国・四国地域

今年度は、下の表のとおり徳島県内において十四コースを実施する予定です（徳島市内会場・七コース、鳴門合同庁舎・七コース）。

研修事業



◆「地方消費者行政強化作戦」では、各都道府県ごとに消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げること等が求められており、研修機会の確保が必要。

実証フィールド（徳島県等）

○地方消費者行政の能力向上・消費生活相談等の対応力を高めるための研修

⇒ロールプレイングなどの事例検討型・参加体験型の研修を重点的に実施。

○主として関西、中国・四国地域の対象者を想定した研修及び徳島独自の研修

⇒消費者教育推進のための研修において、徳島県独自の取組を全国へ発信するため、徳島県でのオリジナル研修を開催。（徳島市、鳴門市）

【徳島県内で行われた研修の様子】



・取組成果の活用について検討

成果を踏まえて
全国展開



の対象者を想定した「研修」及び徳島県独自の取組を取り入れた「徳島独自の研修」を実施しています。特に「徳島独自の研修」は、徳島県において熱心に取り組んでいる消費者教育や倫理的消費などを取り上げ、研修実施を積み重ねる中で研修ノウハウを確立し、全国に向けて展開して行く予定です。研修の企画立案に際しては、徳島県在住の有識者である四国大学短期大学部の加渡いづみ教授を客員研究員として委嘱し、その知見や人脈を活用させていただ

平成 29 年度に徳島市内の会場で開催する研修（7 コース）

講座名	日程/会場
消費者行政職員研修 管理職講座	7月6日~7日 四国大学交流プラザ
消費生活相談員研修 専門事例講座(消費生活相談に必要な法律知識)	2月15日~16日 四国大学交流プラザ
消費者教育推進のための研修 教員を対象にした消費者教育講座	7月26日 あわぎんホール
消費者教育推進のための研修 徳島オリジナル消費者教育講座	12月18日~20日 四国大学交流プラザ 四国大学キャンパス
消費生活サポーター研修 地域の見守りネットワーク推進のための講座	10月26日~27日 四国大学交流プラザ
消費生活サポーター研修 地域の見守りネットワーク推進のためのシンポジウム	7月4日 四国大学交流プラザ
企業職員研修 消費者問題に関する企業職員セミナー	12月7日 四国大学交流プラザ

平成 29 年度に鳴門合同庁舎で開催する研修（7 コース）

講座名	日程
消費者行政職員研修 職員講座（基礎コース）	10月18日~20日
消費生活相談員研修 基礎講座（基本短縮コース）	7月19日~21日
消費者教育推進のための研修 消費者教育に携わる講師養成講座（総合）	7月12日~14日
消費者教育推進のための研修 消費者教育に携わる講師養成講座（対象者別コース） 小中学生対象	11月14日~16日
消費者教育推進のための研修 消費者教育に携わる講師養成講座（対象者別コース） 高齢者等対象	1月17日~19日
消費者教育推進のための研修 消費者教育コーディネーター育成講座	1月30日~31日
消費生活サポーター研修 地域の見守りネットワーク推進のための講座	11月1日~2日

○商品テスト

国民生活センターでは、各地の消費生活センター等が行っている苦情相談のうち商品に関わる処理を支援するため、依頼に基づき商品テストを行っています。消費生活センターは、テスト結果報告書を消費者と事業者とのあつ

せん等に活用しています。

このほか、前述の商品テストの結果で問題が考えられた商品群や、各種データベース等に報告されている商品群の被害情報を分析し、事故の未然防止・拡大防止のための商品テストを実施しています。この商品テストの結果は広く公表し、事業者

者に改善等を交渉するとともに消費者に注意喚起しています。

徳島県は、大規模地震（南海トラフ巨大地震）への対策という、我が国の将来の課題を見据えた検証が可能な地域です。そこで、徳島県を実証フィールドとした先駆的なテストとして「地震による転倒防止策」を実施しています。

まず、徳島県にご協力いただき、熊本地震や東日本大震災の際に転倒したという相談が多かった給湯器について、県内のモニター家庭を訪

商品テスト



◆さらなる消費者の安全なくらし確保のため、先駆的な商品テストを実施することが重要。

※国民生活センターでは、相模原事務所の商品テスト施設において、消費者被害の再発・拡大防止及び消費生活センターにおける苦情相談対応等に資する、生活実態に即した商品テストを実施している。

実証フィールド（徳島県等）

- 徳島県を実証フィールドとして活用した先駆的な商品テストの実施。
- 平成29年度は地震による転倒の防止策を実施。
- ⇒ 県の協力のもと、県内のモニター家庭を訪問し、給湯機の設置状況等を実証フィールドとして実態調査。
- ⇒ 過去の大規模地震の際の事故状況も踏まえ、対象とする商品を選定してテストプランを作成。
- ⇒ 起震装置を有する外部機関を活用し、テストを実施。

【熊本地震で転倒した電気給湯機】



・調査結果に基づく効果的な対策を検討

結果を踏まえて、全国への周知・啓発を実施



問し、給湯器の固定方法に問題がないかといった観点で設置状況の実態等について調査します。

このほか、全国の消費者を対象として、転倒防止対策に関する意識調査や過去の大規模地震の際の事故情報の分析も実施し、徳島県や県内の有識者の知見を活用して、どのような転倒防止策が有効かを調べていきます。

そして、地震の揺れを再現する装置を所有する外部機関を活用し給湯器や家具等の振動実験を実施して、地震に対する有効な転倒防止策を全国の消費者に向けて情報発信する予定です。

5 働き方改革の拠点

消費者庁のオフィスは働き方改革の拠点としても位置づけられています。オフィス内では、フリーアドレス制の導入により、職員の席は毎日抽選で決まります。そのため、書類などの持ち物は机の中などに保管できないことから必要最低限の持ち物で業務を行うため、ペーパーレスの取組も積極的に推進しています。また、テレビ会議システムの導入により、東京との会議実施も可能となっているほか、大型の電子白板や立ち会議机などを活用し、多様な会議形態を取り入れることで、効率

的に打ち合わせが行えるようになって
います。

さらに、効率良く業務を行うよう心がけ、なるべく午後七時までには執務室を消灯できるよう、職員全体で取り組んでいるところです。休暇取得の観点からは、プレミアムフライデーの活用や、年次有給休暇の取得促進を呼びかけています。その他、テレワーク端末なども積極活用するなど、オフィス全体での働き方改革を実践しています。

6 結びに

これまで、消費者庁の概要やオフィスの開設経緯、プロジェクトの概要等について御紹介してきました。このオフィスの取組は、三年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得ることとなっておりませんが、オフィスとしては、まずは取組を着実に進め、全国の都道府県、全国の消費者の利益に資する高い成果を創り出すことが重要と考えています。消費者行政を担う消費者庁としては、今回のような消費者行政を進化させる機会を見逃すわけにはいきません。この機会を最大限生かし、存分にチャレンジしてまいりたいと思いません。

最後になりますが、オフィスの開設

に当たっては、徳島県を始めとする関係者の皆様から多くの御支援をいただきました。この場をお借りして改めて感謝申し上げますとともに、引き続きの

御協力をよろしくお願い申し上げます。
(※記載内容は、いずれも平成二十九年九月時点)

「消費者庁の働き方改革の拠点」としての消費者行政新未来創造オフィス	
フリーアドレスの実施	
○無線LAN導入による固定座席の廃止	○固定電話を廃止し、各職員が公用のスマートフォンを所持 ⇒帰宅の際には、端末等の持ち物を各自のモバイルロッカーへ収納
○固定座席がないため、書類を極力削減し、ペーパーレス化を実現	
多様な会議形態の導入	
○電子白板の活用(効率的な情報共有、ペーパーレス化)	○立ち会議の実施(立ち会議机を導入)
○テレビ会議システムの導入(東京との効果的な連携)	
テレワークの推進	
○貸出用テレワーク端末の積極的活用	○一定時刻以上のやむを得ない超過勤務はテレワークで実施
○年度内にリモートアクセスツールを導入予定(各職員の私用携帯で職場メールを見ることが可能に。)	
職員のワークライフバランス推進	
○年次有給休暇の取得促進	○プレミアムフライデーの積極的活用
○超過勤務抑制のため、一定時刻での消灯を実施(例えば、19時で消灯し、やむを得ない残業はテレワークで行う。)	
その他	
○オフィスの木質化(一部木製机や椅子の導入、机上用木製シートの使用等)	

小松島市に勤務して 市の更なる飛躍を目指して

小松島市政策監兼会計管理者

東 條 洋 士

はじめに

平成二十九年四月から、県と市の人事交流により、小松島市に勤務することになり、はや半年が過ぎました。異動内示の際には、これまで経験したことのない市町村の仕事への興味はあるものの、自分に何ができるのかという不安と驚きをもって受け止めた記憶が、昨日のことのように蘇ってきます。

政策監という職責の重さに戸惑いながらも、市の職員の皆様のおかげで、ようやく市役所の雰囲気にも慣れ、日々、業務に取り組んでいるところです。

小松島市の「魅力」

小松島市は、県の東部に位置する、人口約三八〇〇〇人、面積四五・三㎢のコンパクトな臨海都市です。

恵まれた自然豊かな土地柄で、名水が湧き出る地としても知られています。市に勤務するように

なり初めて知りました

が、南小松島駅前

の「ぞみの泉」や、市役所内の

「国体開催記念の泉」

など、市内各所に掘り

抜き井戸があり、市民

の皆様が親しまれています。

また、農水産業が盛んであり、水産物では、紀

伊水道で獲れるハモや、イワシの稚魚を乾燥させた「和田島ちりめん」、フィッシュかつなどの水

産加工物、農産物では、しいたけ・やまももをはじめ、いちごや筍などの栽培が盛んです。



小松島市遠景（日峰山より）

春に、毎月末に小松島みなと交流センターで開催される「みなとマルシェ」で、「和田島ちりめん」を購入しましたが、絶妙の塩味で、醤油をかけずに美味しく食べることができました。さらに、小松島市には、「金長たぬき」や「義経伝説」など、歴史資源が多くあります。ご存じの方も多いと思いますが、「金長たぬき」の伝説は、天保時代、子どもたちからいじめられていたところを日開野の染物商・大和屋の主人に救われた金長たぬきが、その恩返しにと、不思議な力で大和屋を繁盛させたという物語です。この伝説をもとに、昭和十四年に映画「阿波の狸合戦」が作られブームになりました。

「金長たぬき」は、スタジオジブリ制作の「平成狸合戦ぽんぽこ」や、徳島県出身の漫画家水瀬マユ氏による「姫さま狸の恋算用」にも登場します。小松島市のゆるキャラ「こまポン」は、「金長たぬき」をモチーフにしており、毎年、「ゆるキャラグランプリ」にエントリーしていますので、応援をよろしくお願いいたします。



小松島市のゆるキャラ「こまポン」

「未来へ輝く 希望と信頼のまち」 「しましま」

小松島市では、平成二十九年三月、平成二十九年年度から十年間を計画期間とする「小松島市第六次総合計画」を策定し、本市が目標とする都市像を「未来へ輝く 希望と信頼のまち しましま」としています。

このキャッチフレーズ・テーマに沿って、小松島市で住みたい、働きたい、また、安心して子育てができるまちづくりの推進を念頭に、①安全・安心で快適に暮らせるまちづくり、②ひとりひとりが輝けるまちづくり、③未来への活力を育むまちづくり、④



小松島港まつり（納涼花火大会）

みんなで創るまちづくりの四つの重点政策を、市民の皆様と共に進めていくこととしています。

一方、日本全体で人口減少が進行する中、小松島市でも、今後、更なる人口減少が想定され、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、二〇四〇年には、人口が二八、七七九人と現在の約三／四になるとされています。

一定の人口減少はやむを得ないと思いますが、急激な人口減少は、市の社会的、経済的活力に影響を及ぼすと考えられることから、少しでも、そ

のペースを緩やかにすることが望まれます。

本市でも、平成二十八年三月に「小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成しており、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるとともに、現在、小松島市に住んでいる皆様にとって住みやすい環境づくりに努めていく必要があります。

また、小松島市には、紙面では紹介できないほどの多くの魅力があります。交流人口・関係人口を増加させ、移住につなげていく施策も、積極的に推進していきたいと考えています。

小松島市で進む「各種プロジェクト」

小松島市では、平成十六年度決算以降、累積赤字を抱えるなど、危機的な財政状況にありましたが、諸先輩方の大変な努力のおかげで、平成二十三年度普通会計決算において、累積赤字を解消することができました。

このような財政状況のため、なかなか着手できなかった各種プロジェクトにも、近年、積極的に取り組んでいます。平成二十八年四月には、少子化を踏まえた教育環境の向上を図るため、旧立江中、坂野中を統合した「小松島南中学校」を開校するとともに、本年7月には、発災時の緊急一時避難施設としての機能も備えた「新葬斎場」が完成し、供用が開始されています。

今後も多くのプロジェクトが予定されており、昭和二十八年の国民体育大会に合わせて軟式野球場として整備した「日峯大神子広域公園（脇谷地区）」を、地域の交流拠点や災害時の防災活動拠点として利用できるよう、多目的・運動広場や芝生広場、高台広場として再整備を進める計画を進めています。

また、四国横断自動車道は、平成三十二年度に

徳島東ICから津田IC間の供用開始に向け事業が進められており、本市北部には、小松島ICの開設が予定されています。加えて、市南部の立江・檜洲地区に「地域活性化IC」の設置要望を行っており、その整備効果を最大限に発揮させるため、「地域振興拠点（道の駅）」の整備に向け、地域住民参加の下、鋭意、検討を行っています。

今後とも、「選択と集中」に留意しつつ、小松島市の更なる飛躍を目指し、各種プロジェクトを推進して参ります。

おまげ

小松島市に赴任した四月、県の市町村課等に派遣経験のある市職員の皆様に歓迎会を開催して頂き、非常に心強い思いがしました。また、市の業務で県職員の皆様にお世話になる機会も多くあり、人の繋がりの大切さを改めて感じています。

小松島市には、県で勤務していた時には気づかなかった多くの魅力があり、また、その姿は、今後、大きく変貌することが期待できます。このような中、市政運営に参画させていただいていくことに感謝します。今後とも、微力ながら、市の更なる飛躍に貢献できるよう、努力して参りたいと考えています。



ダイヤモンド・プリンセス寄港（赤石岸壁）

美波町歴史文化の力で まちづくり特区事業

美波町総務企画課長 磯野晴幸

美波町では地方創生総合戦略である

「ふるさと創造戦略」を策定し、人口減少による様々な課題解決に向けた取り組みを行っています。その中で、徳島文理大学と連携して美波町再生の鍵を模索する中、地域ならではの歴史文化資源に改めてスポットライトを当て、関係者の力を結集し、それを磨き、県内外に情報発信することで人の流れを作ることを目標として、「一世を風靡した人形浄瑠璃『赤松座』復活」と「四国八十八力所・薬王寺前町再生」を二つのプロジェクトとして掲げ取り組んでいます。

①人形浄瑠璃・農村舞台「赤松座」復活プロジェクト

美波町の中山間地域に位置する赤松集落は地区の中心を赤松川が流れ、江戸時代から伝わる赤松神社を舞台とした伝統的な吹筒火花がある風情ある農

村地域です。

赤松神社には約百年前まで地元の人々が中心となり「赤松座」として人形浄瑠璃が行われていましたが、娯楽の多様化などにより徐々に衰退し、消え去ってしまいました。しかし、当時の人形頭は町の図書資料館などに保存展示されており、この人形頭を核とした復活への取り組みが始まりました。

■徳島文理大学との連携

復活の舞台となる赤松地区には、当然ながら約百年前の「赤松座」の人形浄瑠璃を見た人はなく、どのように復活させるか誰にも見当がつかない状況でした。このことから、県内唯一の人形浄瑠璃部がある徳島文理大学の力を借りて人形頭を里帰りさせることとなりました。

■住民の想い

まずは、赤松地区の人達がやってみたい、応援したいと思えるために、地

元ワークショップを開催し、徳島文理大学生などによる人形浄瑠璃の実演や、人形浄瑠璃体験を行いました。復活のために頑張ってくれる学生さんの姿を見て、住民の復活への想いが高まることとなりました。



地元ワークショップの様子

■人との出会い

復活への取り組みで大きな影響を受けたのが人形遣い「勘緑さん」との出会いであり、人形浄瑠璃と赤松座の復活への熱い情熱が地元の人に復活の可能性を感じた出会いであったかと思えます。

■ふるさとへの想い

「赤松座」の復活に向けて、町では文化の継承の記録として、また、赤松地区の情緒ある風景等を全国に発信するための映像を制作することとなり、



短編映画 世紀を超えてあかまつ座

地方創生の動き



徳島文理大学サテライトオフィス開所式

撮影を依頼したのが地元出身の映像力メラマン赤川修也氏でした。赤川さんは、忙しい中ふるさとのためならと企画から編集など制作全般を手掛け短編映画を完成させて頂きました。地元での上映会や平成二十九年三月には徳島国際短編映画祭でも上映され、赤松出身者など多くの方々に共感して頂きました。

■人形の里帰り

赤松座復活に向けた公演の当日となる赤松神社秋祭りは好天に恵まれ、徳島文理大学人形浄瑠璃部の寿二人三番の奉納や音楽学部の演奏、勸緑さんの人形によるパフォーマンス、赤松の若者たちも人形を持って境内を回るなど、赤松座の人形の里帰りが実現しました。この時の神社での雰囲気と風景が赤松地区の人達に好印象として残り、今の赤松座復活に繋がっています。



秋祭り人形を持って歩く地区の人達

②「薬王寺門前町」再生プロジェクト

美波町の中心にある日和佐地区には、四国霊場第二十三番札所薬王寺があり、多くの参拝客や観光客が訪れ、かつて

は薬王寺の門前町である桜町通りには商店が軒を連ね、賑わっていました。しかし、車中心の社会になり、バスや自家用車での日帰りや通過型の観光となり、桜町通りを歩く人は年々少なくなりました。

町では年間八十万人にも及ぶと言われている薬王寺の参拝客を桜町通りや更には大浜海岸まで誘導し、賑わいを取り戻すための門前町の再生や再構築に取り組みもうという様々な動きがありました。実現には至っていませんでした。

そこに地方創生と同じくして門前町再生に向けて活動する民間団体「発心の会」、また徳島文理大学のサテライトオフィスを設置しました。ここを拠点とすることで大学生のフィールドワークの機能性も上がり、何より地元の人達との距離も身近なものとなりました。

■サテライトオフィス

この事業を進める中で桜町通りに空き家を活用した徳島文理大学のサテライトオフィスを設置しました。ここを拠点とすることで大学生のフィールドワークの機能性も上がり、何より地元の人達との距離も身近なものとなりました。

■薬王寺とのコラボ

まず第一弾として行った取り組みとして「薬王寺ライトアップコンサート」があります。これは薬王寺の全面協力により実現したもので、正面玄関である仁王門前で徳島文理大学音楽学部・短期大学部音楽科生がライトアップでの演奏により幻想的な雰囲気を作り出していました。

■古民家の活用

徳島文理大学建築デザイン学科の学生により、桜町通りに実際ある空き家の改修案が提案されました。提案は、お遍路さん向けの交流スペースや観光案内所など今後門前町の再生に繋がる提案を頂きました。

■発心の会

イベントなどを通じて門前町活性化を図るため、民間で結成された「発心の会」による手作り物の市が開催されました。

町内に限らず町外からも多くの出店を頂き、賑わうとともに門前町再生の可能性が感じられました。



手作り物の市

徳島県版特区事業の指定を受けたことを契機に、まずは三年間という事業期間の中で、地域とともに取り組む様々な活動が、大河の一滴となり、大きな流れへと繋がればと考えています。今年で二年目となりますが、事業を進めるにあたっては多くの方々の支援を頂いていることに感謝するとともに、今後も共創による取り組みを進めていきたいと考えています。

研修の思い出

美馬市商工労働課課長補佐

金原永茂

はじめに

平成十九年四月二日、県派遣研修生としての辞令をもらい、買ったばかりの新車で、県庁へと向かったことが思い出されます。県庁七階の市町村課に到着すると、何もわからない私に、玉岡事務主任（現在、人事委員会事務局任用課係長）から優しく声をかけていただき、辞令交付式、自己紹介、挨拶回りへと導いていただきました。その後も前任者（松茂町の三木さん）からの事務引継ぎがあり、慌ただしい一日でした。

また、「平成十九年四月八日執行徳島県知事選挙・徳島県議会議員一般選挙」の真ただ中で、行政担当の職員の方々が非常に忙しくされていたことがとても印象的でした。その時には、自分も美馬市に戻って、まさか選挙担



脇町劇場オデオン座



段の塚穴（美馬町）

当にな
るとは
思っ
もみ
せんで
した。

余談

ですが、
この年、
自分に
初めて



中尾山高原グラススキー場（木屋平）

の子供が生まれ、その当時の地域振興局や研修生の方々からお祝いをいただきました。その節は、誠にありがとうございました。その子供も、この十一月で二分の一成人式を迎えました。

研修前期

前期は、財政担当でお世話になりました。五月異動だったため、四月は、当時の三好課長補佐（現在、保健福祉部付厚生農業協同組合連合会派遣）を筆頭に来島係長（現在、地方創生局付鳴門市派遣）、阿部係長（現在、総合政策課政策調査幹）、林事務主任（現在、秘書課課長補佐）、荒井主事（現在、次世代交通課主任）、吉田主事（現在、市町村課係長）、坂東さん（上板町からの研修生）と私の八名でした。それまで財政を担当しましたが、阿部

係長から財政用語の一覧表を頂き、それを調べた資料が半年間の財政担当に大変役立ちました。

五月からは、来島係長、阿部係長、荒井主事が異動となり、森口係長（現在、市町村課長）、三木主事（現在、男女参画・人権課主任）、吉田さん（鳴門市からの研修生）が新しく一緒にになりました。

主に担当したのは、決算統計でした。それまで税務課で、決算統計第六表の市町村税徴収実績しか見たことがなかったもので、調査表の量の多さに驚いたことが思い出されます。財政担当の皆さんの御協力で、初めての決算統計も何とか乗り切ることができました。また、初めての交付税検査で、徳島市へ行って道路台帳を見たことも印象に残っています。

この場を借りまして当時の財政担当の方々には、厚くお礼申し上げます。

研修後期

後期は、行政担当でお世話になりました。当時の島尾課長補佐（現在、海部病院事務局長）を筆頭に吉岡係長（現在、商工労働観光部付徳島市派遣）、大西事務主任（現在、管財課副課長）、武市事務主任（現在、環境指導課主査兼係長）、玉岡事務主任、野上事務主任（現在、県民環境政策課係長）、佐

研修生だより



剣山 (木屋平)



広棚の芝桜 (脇町)

伯主事 (現在、議会議務局総務課主任、前期と同じく上板町からの研修生である坂東さんと私の九名でした。

担当としては、定員管理に関する事項、市町村職員派遣研修生に関する事項、選挙年鑑の作成に関する事項などで、前期の研修生のように徳島県知事選挙・徳島県議会議員一般選挙や第二十一回参議院議員通常選挙などの選挙事務がなかったため、あまり時間外勤務のない平和な半年間を過ごすことができました。選挙年鑑については、平成十八年に大きな選挙がなかったの

で、平成十八年・平成十九年版を作成しました。その際、武市事務主任に大いにフォローして頂き、何とか完成に至りました。また、市町村職員派遣研修生による研修会では、地域振興局以外の部署で何か聞きたいこととして、人事課新行政体制整備室の勝川係長に「とくしま未来創造プランについて、商工労働部観光戦略局の山田主事に「職



あんみつ館 (脇町)

員セールスマン事業について」などを講演して頂きました。このような研修を年間合計で七回行い、その都度、懇親会があり、県の職員の方々や市町村の研修生と交流を深めたことは、今でも良い県庁での思い出となっています。

研修期間を終えて

研修期間を終えて美馬市に戻って、総務課の選挙担当となり、次の年には選挙管理委員会事務局ができ、二年間でそこ勤務しました。その間、吉岡係長には大変にお世話になり、何とか三年間の選挙の業務をこなすことができました。やはり、人のつながりが大切だなと改めて感じています。

現在は、商工労働課で企業立地や起業・創業支援などの業務に従事しています。昨年までは、高松の四国経済産業局への出張が多く、徳島県庁にはあまり行くことはありませんでしたが、今年からは、徳島県庁に出張することも多くなりそうなので、また、お目にかかった際にはよろしく願います。

最後に

最後に、美馬市のPRをさせていた

だきたいと思えます。美馬市脇町の「うだつの町並み」「吉田家住宅」、山田洋次監督の「虹をつ

かむ男」の口ケ舞台となった「脇町劇場オデオン座」、美馬和傘の製作を体験できる伝統工芸体験館「美来工房」、シンビジウムのシヨウルム兼直売所の「あんみつ館」、美馬町の「寺町」「段の塚穴」、穴吹町の「清流・穴吹川」、木屋平の「日本百名山 剣山」「中尾山高原グラススキー場」など美馬市には、たくさんのお観光名所がございます。また、春には「八百萬神之御殿の桜」「川井峠のしだれ桜」「広棚の芝桜」「レイケ公園のチューリップ」、秋には「最明寺の萩」「穴吹川沿いの紅葉」など季節



穴吹川紅葉

ご季節によっても見所がたくさんあります。休日やお近くに

来られる際は、ぜひ美馬市へお立ち寄りください。最後になりましたが、当時の地域振興局の皆様、同期の研修生の皆様、臨時補助員の皆様、大変お世話になりました。また会える日を楽しみにしています。

研修の思い出

松茂町総務課課長補佐

入口直幸



はじめに

徳島の夏を彩る阿波踊りが終わった八月下旬ごろ、総務課に一本の電話がかかってきました。

「入口さん、市町村課の藤坂さんからお電話です。」

「んっ？、何か調査の不備でも？はい、入口です。ごめんなさい、何か間違っていましたか？」

『いいえ、お願いがあって…阿波の自治への執筆を…』

「えっ！いまさら？ 県へ出向してもう十二年も月日が経っているのに？」

「私もよらないお話しに少々とまどいましたが、日頃お世話になっている市町村課からの依頼を断れる訳もなく、こうしてペンを執ることになりました。」

私が、県へ出向したのは平成十七年度のことでした。

新採職員として松茂町への入庁から十年が過ぎ、事業課勤務も七年目を迎

え、日々の業務に追われながらも、何か新しいことへチャレンジしてみたいと感じていた頃でした。

ある日、上司に呼び出され、来年度は研修生として県へ出向してもらおうと聞かされたときにはとても驚きました。同時にこれまでとは違った日常が過ごせる、いろいろな経験が積めるかも、と不安な気持ちより期待に胸が弾んだことを覚えています。

この先、数々の試練が待ち受けているとも知らずに…

前期研修



前期の配属先は、市町村課行政担当でした。

主に定員管理調査や住民基本台帳事務を担当することになりました。

定員管理調査では、実務経験のない素人の私が、市町村のプロを相手にどのようにヒアリングを行えば良いのかわからず、随分悩んだことを思い出します。そんな私を見かねてか、当時の小原事務主任から「せっかく県に来たのだから、難しいことは考えず、まずは各市町村の興味のあることについて聞いてみては」とのアドバイスをいただき、何とかヒアリングを終えることができました。

その後、行政担当の皆さんから厳しくも温かいご指導を受けながら、やっとの思いで回答を取りまとめ、総務省へ報告書を提出できたときには、何とも言えない達成感がありました。

また、住民基本台帳事務については、

ある方無しには語れません。無事前期の研修を終えることができたのも、この方のお陰と言っても過言ではありません。仁木さん、本当にお世話になりました。感謝しています。そして、ごめんなさい。もっと仁木さんのお酒にお付き合いすれば良かったですね(笑)。

前期研修を通じてとても辛かった業務の一つに、行政担当の所管業務に対する市町村からの問い合わせへの回答文の作成がありました。

これまで、事業課勤務が大半であった私にとって、市町村から投げかけられる用語の意味がまったく分からず、今でも忘れられないやり取りに、「住基のことについて聞きたいんやけど」

『重機？ 市町村課なのに？ まあいいか。重機のことなら少しはわかるし』

『職権消徐についてやけど、…』

『シヨッケン？ ショウジョ？ そんな工法あったかな？』と、私の勘違いの連続に、会話はまったく噛み合わず、最終的には

「おまえでは、あかん。話にならない。誰か分かる者に代われ！」と言われる始末。当時は落ち込みましたが、今になって思えば至極当然、もっともなお言葉だったと思います。

こういった市町村からの質疑はその後も繰り返され、毎日のように、地方自治法、地方公務員法、各団体系列や実務提要等を引き、該当箇所を確認し回議するも、当時、総務省から出向していた藤井くんから付箋がピタピタ、仁木さんからも付箋がピタピタピタ、



庁舎（改築部分）



新庁舎（中央部分：平成28年12月完成）

研修生だより



松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」



ご当地B級グルメ《まつしげ潮やきそば》
※見かけた時は買ってね！

小原事務主任からは付箋がびたびたびたびた。

行政担当の皆さんからの溢れんばかりの愛情に、県庁の十一階から見える吉野川大橋の夜景を眺めては、早くあの橋を越えて松茂町に戻りたいと毎晩ため息をついたものでした。

そんな苦しい毎日でしたが、私と同じ境遇であった、研修生同士励まし合い、絆を深めることで何とか乗り切ることができました。

しかし、今になって思うと、その市町村との質疑のやり取りが、公務員として仕事をすることで、根拠を調べることや事例を検証することの大切さを教えてくれたと思います。

当時、小指をくわえる仕草がかわいいと評判であった石井課長補佐をはじめ、私に愛のムチを振るってくださった行政担当の皆さん、本当にありがとうございました。

後期研修とその他



後期は、市町村課地方債担当に配属されました。当時の来島係長、笹川さん、荒井くんには大変お世話になりました。

しかし、何故か最初の一週間は胃がチクチクと痛かったことを覚えていません。よほど地方債を担当するのが嫌だったのか、行政担当での後遺症が出てきたのかは分かりませんが。地方債では、前任からの引継事業のヒアリングや起債の充当協議を行いました。ヒアリングでは、建設系の内容が多

く、聞き覚えのある単語も多かったりで、ようやく事業課での経験が役に立ちました。

貸付金使途状況調査や単独災害の現地調査では、県内各市町村を訪ね、直接話を聞かせていただきました。実際に現地を確認してみると、まさに百聞は一見にしかずで、大変勉強になりました。

また、平成十七年夏には（先の行政担当時代ですが）、突然の国政選挙が行われ、想定外ではありましたが、選挙事務という貴重な経験もさせていただきました。いわゆる郵政解散といわれるもので、私は、投票用紙の担当であったかと思えます。

張り詰めた空気の中、投票用紙の検品や、投票票日当日、各市町村の選挙速報を、緊張しながら聞き取りしたものです。（ちなみに、原稿を執筆している現在、衆議院が解散し、先日県から投票用紙を持ち帰ってきたところで、す。）

これは余談ですが、我が家にとって選挙といえば、家族でめいすい連の阿波踊りに参加させてもらったことも思い出の一つとなっています。楽しかった記憶が忘れられず、当時小学一年生の娘は大学生となり、この夏、踊る阿呆として再デビューをはたしました。

おわりに



研修期間を終え、松茂町へ帰任してからは、総務課（七年）、危機管理室（三年）を経て、平成二十八年度から再び

総務課で勤務しています。

改めて、県での研修時代を振り返ると、当初は見ず知らずの人たちの中、聞き慣れない用語での会話が飛び交い、自分が望んだこととは言え、途方に暮れる毎日を過ごしていました。

しかし、新たな環境に身をおき、様々な人たちとの出会いに刺激を受ける中で、これまで当たり前だと思っていた考え方や価値観が、必ずしもそうではない、これからはもっと多角的、客観的な視点でより深く物事をとらえていかなければいけないということに気づかされました。また、外から松茂町を見られたことで、私の中に眠っていた愛町精神が目覚めていくのを感じました。

公務員の現状はとても厳しく、松茂町でも厳正な定員管理がしかれていきます。当時においても、私が県へ出向することで、上司や同僚、後輩には、少なからず迷惑をかけたことと思いますが、そういった状況下でもこころよく県へ送り出してくださったこと、とても感謝しております。

今後は、総務課の課長補佐として、研修で学んだことを少しでも多くの職員に伝え、松茂町の人材育成に努めていくことが、私を出向させていただいたことへの恩返しになるものと確信しております。

最後に、私に研修の機会を与え、ご指導・ご支援いただいたすべての方々に感謝し、この執筆を終えたいと思います。ありがとうございました。

「農山漁村地域の活性化（新たな時代への対応）」を受講して

阿南市農林水産課課長補佐 松本佳彦

はじめに

平成二十九年七月三日（月）から七月七日（金）までの五日間、千葉市にある市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）において標記研修を受講しました。

阿南市は県の東南部に位置し、海あり、平野あり、山ありで農林水産業が全てそろっています。その全てにおいて、高齢化と担い手不足が課題としてあり、従事者の減少により、一次産業の衰退が始まっているように感じています。

平野部では、人口が微増状況であり、工業団地の誘致や国内有数のLED生産などで一時期は交付税未交付団体になるなど裕福な印象がある一方で、山間部の集落は、人口減少が急激に進んでおり、このままでは集落自治が機能しなくなるといふ危惧を抱えています。

（日本創成会議の増田レポートによる消滅自治体には入っていません）

このことに憂いを持った地域では、住民がムラの存続のために立ち上がっています。加茂谷地域では三年前から担い手誘致に取組み、県内外から新規就農者の受入れを行っています。その誘致方法は、空き家紹介から空き農地・

空きハウスの紹介、そして、野菜生産の手ほどき、生活支援までといった具合です。また、集落のコミュニケーションを形



成するため、イベントを開催するなど新たな取組みを行っています。現在では東京都内の大学と連携し、年間約百名の学生が農業体験に加茂谷地域にやって来るなど新たな都市との交流が生まれています。

農業生産活性化のため、地域内での野菜直売所を検討していましたが、現地の直売が難しいと判断し、地域として農産物のインスタ販売を推進しています。地域内に二ヶ所集荷場を設け、県内や関西圏に出荷し、手数料をまちづくり、村おこしの費用に充てるなど地域内の経済循環が行われつつあります。

しかし、市内のその他集落では住民の高齢化、担い手不足、人口減少が問題として実感しきれていない状況であり、加茂谷地域で行われているような地域住民主体の活発な活動が広がっていません。山間部では、イノシシやシカによる獣害が広がっています。作付をあきらめ耕作放棄している農地や果樹畑も拡がりつつあります。隣の町では、ジビエ肉を特産として、公営温泉の食堂で提供していますが、その分野では当市の取組みは相当遅れています。また、六次産業化の取組みも遅れている状況ですが、遅れているからこそ、先行自治体の反省点や改善点を踏まえて推進できるという利点もあり、それを何か学びたいと受講を決意しました。



C班のメンバー（筆者前列一番右）



研修内容

講義では、全国の最新の情報や、最新事例の紹介、集落を消滅させないよう集落内の財産（田園風景・祭り、風習など）を保存・維持するために住民はどうすべきか、行政職員はどうすべきかについての講演がありました。

また、魅力ある農山漁村地域づくりや農山漁村地域の活性化に向けて、活性化の視点やコミュニティの重要性、地域資源の生かし方や産業の創出、都市との交流による地域づくり、自治体の役割などについての講義や事例紹介等により農山漁村地域の再生のための諸課題に的確に対処する能力の取得について考えました。

加茂谷地域が苦労して、失敗して導き出した、いろいろな手法が間違いでなかったこと、都会から田舎へ人が帰って来る「田園回帰」が確実に起こりつつあることを実感しました。

班別課題演習では、「地域特性を生かした農山漁村地域の活性化策」を演習テーマとし、

- ①他自治体から参加の研修生との意見交換や
- 討議を行い、現状
- 分析と問



題点・課題の抽出、多様な視点から結論をまとめる作業を通じて、各々が抱える業務課題の解決のヒントを得ること。②演習班内での意見の調整、役割分担やプレゼンテーションなど、日常の職務遂行においても重要となる能力の向上を図るとともに、研修生相互の交流を深めることを研修のねらいとして取り組みました。

班長を任せられることになり、班員の役割分担やそれぞれの意見を集約し、最終日にある成果発表で、班員全員が自信を持って発表し、成果を持ち帰れることを目標にしました。

結果、高知県安芸市から参加した班員の夢・目標である「林業振興策」を発表テーマとしたプレゼンテーションをまとめることができました。

研修全体を通して、全国の地方農山漁村では、それぞれ課題があり、課題解決に向け取り組みは行われている。そして、成功例はたくさんあるが、失敗例や継続できなかった例もそれ以上にあり前途多難であるが、地域住民のあきらめの状態から、自信を持って、誇りを持って地域と向き合うという方向へ向かわせることが必要であり、行政はそれに向かった、助けや支援を行い、あくまで住民主体の自主的な継続した活動となるよう支援していくことを教えられました。

それからいえば、加茂谷地域の取り組みは、成功事例であり、全国に誇れる取り組みでありました。

市内のその他地域において、地域ごとの課題解決に向け、助けや支援ができるよう、研修の成果を生かしていきたいと思う五日間でありました。

最後に

農林水産業を振興し、強い農業、水産業、林業にしていきたい。

資源は豊富にあるが、それを広めたり、付加価値をつけることが苦手な地域性ではありますが、行政ができる方法で先導しながら、ブランド化や六次産業化を進めていきたいと考えています。このような動きが、地域住民の生きがいに繋がり、担い手が育成され、地域経済の循環が図られると思っています。アカデミー研修で得た知識、考え、思いを忘れることなく、阿南市独自の振興策を考え、実践していきたいと思いました。

アカデミー研修を受け、すばらしい経験と自治体職員のネットワークを築くことができました。本気で夜中までの議論に付き合ってくれた参加者や五日間の研修を受けることを承してくれた職場のなかまに感謝するとともに、より多くの職員がこのような貴重な体験をすることが必要であると強く感じました。

今後、アカデミー研修で得たことの実践に加え、長期研修が受講しやすい職場環境づくりをしていきたいと思っています。

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けた動きについて

市町村課主事（行政担当） 晃 昇 雅 文

はじめに

地方公務員の臨時・非常勤職員については、行政の様々な分野で活躍しており、集中改革プランに基づく職員数削減の影響や、厳しい地方財政状況などのため、現状において、行政の重要な担い手となっている。しかし、採用の方法等が法文上明確でないといった指摘もあり、これまで様々な制度上の課題が挙げられてきた。

このため、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保が重要となっていることから、平成二十九年五月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）が公布され、一般職の会計年度任用職員制度という地方公務員法に基づく全国統一的な制度が設けられた。

今回の改正は、各地方公共団体における臨時・非常勤職員の任用実態を大きく変えるものであることから、本稿では改正までの経緯や、平成三十二年の法施行に向けた準備等について解説していききたい。

地方公務員の臨時・非常勤職員の現状

地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会情勢の変化に一層適切に対応することが必要であるほか、地方公共団体における勤務形態として多様な働き方が求められているという実情がある。

地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員に係る現行制度について

	臨時・非常勤職員			任期付職員
	①特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	②一般職非常勤職員 (法17条)	③臨時的任用職員 (法22条2項・5項)	(任期付法3条・4条・5条)
任 期	原則1年以内 (再度の任用はあり得る)	原則1年以内 (再度の任用はあり得る)	6月以内 更新は1回限り(最長1年) (再度の任用はあり得る) (法22条)	3年以内又は5年以内 (4条及び5条について、 再度の任用はあり得る) (任期付法6条)
勤務時間	フルタイム又は短時間勤務			本格的業務
給 与	常勤の職員には給料と手当を、非常勤の職員には報酬と費用弁償を支給 (地方自治法203条の2、204条)			給料と手当を支給 (地方自治法204条)
種 別 数 (平成28年4月現在)	約22万人 (主な内訳) 相談員、研究員、館長等 6.8万人 一般事務職員 5.0万人	約17万人 (主な内訳) 一般事務職員 4.3万人 保育士等 2.9万人	約26万人 (主な内訳) 一般事務職員 6.7万人 保育士等 5.0万人 教員・講師 5.7万人	約1.1万人 (内訳) 3条(専門的知識等)2千人 4条(時限的な職)4千人 5条(短時間勤務)5千人

※ 臨時・非常勤職員の数については、1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上で、任用期間が6ヶ月以上(見込みを含む)である者。
 ※ 任期付職員の数については、平成27年4月現在の数であり、東日本大震災に係る復旧・復興の業務に従事する採用者数(約2千人)を含む(以下も同じ)。
 ※ 「法」とは地方公務員法、「任期付法」とは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律をいう。

【参考 臨時・非常勤職員及び任期付職員数の推移】

	平成17年4月1日現在	平成20年4月1日現在	平成24年4月1日現在	平成28年4月1日現在
臨時・非常勤職員	約45万6,000人	約49万8,000人	約59万9,000人	約64万5,000人
任期付職員	約1,000人	約2,000人	約6,000人	約1万1,000人

このため、地方公共団体においては、「任期の定めのない常勤職員」を中心とする公務の運営を原則としつつも、教育や子育てなど様々な行政分野において臨時・非常勤職員を多種多様な勤務形態で任用してきている。

その結果、平成十七年四月現在で四五万六千人であった臨時・非常勤職員の総数は、平成二十八年四月現在において六四万五千人まで増加している。

地方公務員の臨時・非常勤職員に係る 制度上の課題と制度改正に向けた提言

これまで、総務省では、臨時・非常勤職員について制度の趣旨や職務の内容等に応じた任用・勤務条件を確保できるよう、平成二十一年の「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会」報告等を踏まえ、平成二十一年及び平成二十六年に留意すべき事項をまとめた総務省通知を发出し、地方公共団体に対し必要な対応を要請してきた。

これを受け、一部の地方公共団体においては一般職非常勤職員への任用の適正化などの動きも始まったが、総務省による平成二十八年四月時点でのフォローアップでは、全国的な展開を見るには至っておらず、その調査結果の分析等と今後の対応策について、総務省として更なる検討を行うこととし、同年七月に「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」が設置された。

当研究会においては、

- 地方・国の公務員法制におけるこれまでの経緯や、関連する判例

- 地方公務員の臨時・非常勤職員の実態調査や、国家公務員の非常勤職員の実態調査

- 民間労働法制や民間における「同一労働同一賃金」の議論の動向

などについて議論を行うとともに、地方公共団体、経団連、職員団体からのヒアリングを実施

し、同年十二月に提言を取りまとめた。

当提言では、地方公務員の臨時・非常勤職員に係る制度上の課題を大きく次の三点に整理している。

1 特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用について制度の趣旨に添わない任用がなされていること

特別職非常勤職員については、本来、主に特定の学識・経験を必要とする職に、任命権者に対する助言など非専務的に公務に参画することが想定され、それゆえに地方公務員法が適用除外とされている。しかし、現状では、事務補助職員のような「任期の定めのない常勤職員」に近い勤務形態の者が特別職非常勤職員として任用されているケースも少なくない。

2 一般職非常勤職員についての採用方法等が法文上明確に定められておらず、任用の適正化が進まないこと

現在の地方公務員法においては、一般職非常勤職員の採用方法など任用上の取扱いが法文上明確に定められておらず、任用根拠の見直しの検討に当たり、対内的、対外的に説明が困難なことから結果として任用の適正化が進まない。

3 非常勤職員について、制度上、期末手当など各種手当の支給ができないこと

現在の地方自治法において、非常勤職員は、報酬及び費用弁償の支給対象となっていないため、事務補助職員のような「任期の定めのない常勤職員」に近い勤務形態の非常勤職員に対して、

制度上、期末手当等の各種手当の支給ができない。これに対して、国家公務員の非常勤職員には、手当に相当する給与を支給することができ

「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書（概要）

I. 現状と課題

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状

特別職 (地方公務員法非適用)	首長、議員、委員等 特別職非常勤職員 22万人
一般職 (地方公務員法適用)	臨時的任用職員 26万人 一般職非常勤職員 17万人

◆ 厳しい地方財政の状況が継続する中、教育、子育てなど増大する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員数は増加。
H17 45.6万人 → H20 49.8万人 → H24 59.9万人 → H28 64.5万人
(事務補助 約10万人、教員・講師 約9万人、保育士 約6万人、給食調理員 約4万人、図書館職員 約1.7万人 など、幅広い分野で活用)

◆ 地方公共団体によっては制度の趣旨に沿わない任用が行われており(課題1・2)、また、処遇上の課題(課題3)もある。

<任用上の課題>

【課題1】
単なる事務補助職員も「特別職」で任用
「特別職」・・・本来、専門性が高い者等
※ 特別職には、守秘義務、政治的行為の制限などの公共の利益保持に必要な諸制約が課されていない(地方公務員法非適用)

【課題2】
採用方法等が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まない
※ 一般職非常勤職員として任用すること自体に疑問を持つ自治体もあり

<処遇上の課題>

【課題3】
労働者性の高い非常勤職員に期末手当などの支給ができない
※ 国家公務員の非常勤職員は支給可能
※ 民間では「同一労働同一賃金」に向けた検討が行われている

このような課題に対し、研究会は、

- 1 特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用について要件の厳格化を図ること
- 2 一般職非常勤職員の新たな仕組みを設けること

3 非常勤職員について、報酬・費用弁償の支給から給料・手当を支給できる給付体系へ移行を図ること

の三点について制度の改正を行うべき旨の提言をとりまとめ、総務省に対して可能な限り立法的な対応を目指して検討することを求めた。

これを受けて、総務省においては、全国都道府県人事担当課長・市町村担当課長、指定都市人事担当課長会議を開催し、研究会報告書の内容を説明、これに対する意見照会を行った。その結果、多くの地方自治体から質問・意見が寄せられた。

このような経緯を経て、平成二十九年五月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十九号)が公布された。

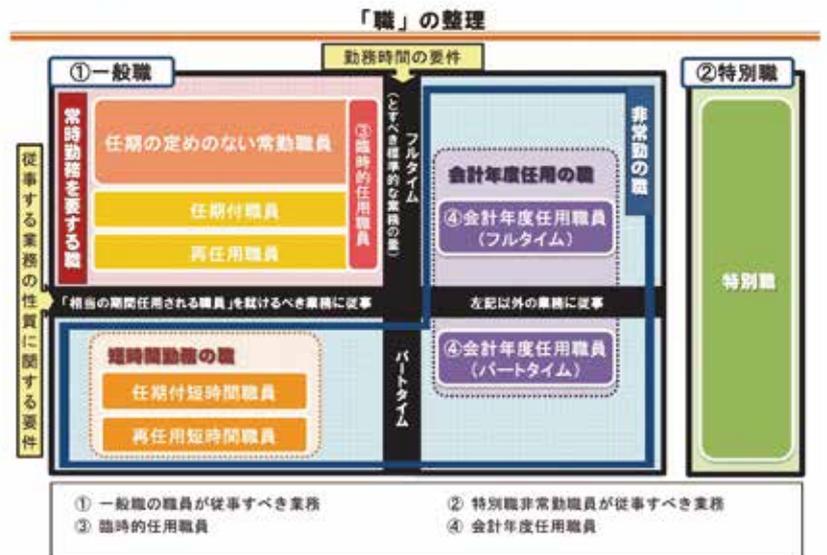
法律の概要

1 地方公務員法の一部改正

(一) 会計年度任用職員に関する規定の整備(新第二二条の二など)

ア 地方公務員法上の一般職に属する職の概念整理

会計年度任用職員を法制上定義するに当たり、地方公務員法上の一般職に属する職の概念を次のように整理した。



当概念整理のもと、「任期の定めのない常勤職員」を中心とする公務の運営という原則を前提としたうえで、職員を任用すべき職の設定については、就けようとする職の職務の内容、勤務形態等に応じて適切に「常時勤務を要する職」または「非常勤の職」の分類及び職員の類型を決定することとなる。

この際、改正法において創設された会計年度任用職員については、その職務の内容や責任の程度は、「任期の定めのない常勤職員」と異なる設定とすることが必要となった。

イ 会計年度任用職員に関する規定の整備

(ア) 定義(新第二二条の二第一項)

一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を「会計年度の任用の職」とし、当該職を占める職員を「会計年度任用職員」と定義した。このうち、多様な職務内容や勤務形態に応じて選択できるようパートタイムの会計年度任用職員とフルタイムの会計年度任用職員の二つの類型を設けることとした。

(イ) 採用(新第二二条の二第二項)

会計年度任用職員の採用については、競争試験又は選考により任期を定めて採用する特例を設けた。したがって、競争試験によらず、面接や書類選考等による適宜の能力実証によることも可能となった。

(ウ) 条件付採用(新第二二条の二第七項)

改正法においては、非常勤職員を含む全ての一般職の職員について、条件付採用を原則として適用することとしたうえで、会計年度任用職員の条件付採用については、原則として六月のところ、一月とする特例を設けた。

(エ) 任期の設定・更新とその明示(新第二二条の二第二項、第五項)

任期については、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めることとし、採用の際に、その任期を明示しなければならないものとした。

なお、従前の取扱いと同様に、同一の職務内容の職が翌年度設置される場合には、同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下で、

客観的な能力実証を経て再度任用されること
はあり得るものである。

(才) 短い任期による反復更新をしない配慮義務と「空白期間」の適正化(新第二二条の二第六項)

採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要な十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならないとする配慮義務規定を置くこととした。

したがって、短期間の任期の更新を繰り返す、結果として継続した長期の任用とすることや、再度の任用の際に、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするため、いわゆる「空白期間」を設けることは不適切であり、その是正を図ることが必要とされたものである。

(力) 営利企業への従事等の制限(第三八条)

フルタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限の対象としたが、パートタイムの会計年度任用職員については、その勤務形態の多様性等を踏まえ、営利企業への従事等の制限の対象外とした。

なお、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務については、フルタイム・パートタイムを問わず全ての会計年度任用職員に対して例外なく適用され、これに違反する場合には懲戒処分等の対象となることに留意が必要

である。

(キ) 人事行政の運営等の公表(第五八条の二)

フルタイムの会計年度任用職員については、その任用や勤務条件等について、任命権者から地方公共団体の長に対する報告や、長に対する公表等の対象に追加することとした。

(ク) 特別職の任用の適正の確保(第三条第三項)
特別職の範囲を限定的にし、この要件に該当せず、地方公務員法の服務等を課すべき者が従事すべき事務を一般職たる会計年度任用職員が従事すべき事務として整理した。

また、投票管理者等については、その職権行使の独立性の高さなどの特殊性に鑑み、地方公務員法第三条第三項第三号の特別職とは別の類型として整理し、明確化することとした(同項新第三号の二)。

(カ) 臨時的任用の適正の確保(新第二二条の三、改正法附則第三条)

臨時的任用については、従前の要件である「緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿等がない場合」に該当することに加え、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に該当することを新たに要件に追加し、その対象を限定することとした。

2 地方自治法の一部改正

(一) 会計年度任用職員に対する給付(第二〇

三条の二及び第二〇四条)

フルタイムの会計年度任用職員については、

給料、手当及び旅費の支給対象とし、パートタイムの会計年度任用職員については、現行の報酬・費用弁償の給付体系を維持しつつ、期末手当を新たに支給することとした。

そして、改正法により会計年度任用職員が、一般職の地方公務員として法制的に整備されたことから、地方公務員法第二四条が適用されることとなり、各地方公共団体の条例や、その委任に基づく規則等において当該職員に係る具体的な給料又は報酬等の制度や水準を定める際には、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域等に十分考慮しつつ、地域の実情等を踏まえて決定することが必要となる。

3 改正法附則

(一) 施行期日(附則第一条)

改正法は、原則として平成三十二年四月一日から施行することとした。

(二) 施行のために必要な準備等(附則第二条)

改正法の施行に当たっては、
○ 改正法による改正後の地方公務員法の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に関する制度、及び、

○ 改正法による改正後の地方自治法の規定による給与に関する制度

の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者は、人事管理の計画的な推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し、必要な連絡、調整その

他の措置を講ずるものとした（附則第二条第一項）。

そのうえで、総務大臣は、当該制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に對して資料提出等により任命権者が行う必要な準備及び地方公共団体の長が講ずるべき措置の実施状況を把握したうえで、必要があると認められるときは、当該準備及び措置について、技術的な助言又は勧告をするものとした（同条第二項）。

改正法の運用

改正法の公布については、平成二十九年五月十七日付け総行公第五九号・総行給第三三三号総務大臣通知（以下、「公布通知」という）により、周知されている。

これに続き、同年六月二十八日付け総行公第八七号・総行給第三三三号総務省自治行政局公務員部長通知（以下、「運用通知」という）により、臨時・非常勤職員等について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、改正法の運用に当たって特に留意すべき事項について周知がされている。

この公布通知および運用通知で周知した事項のほか、改正法の運用上の留意事項その他の円滑な施行のために当面必要と考えられる事項について、「会計年度任用職員の導入等に向けた事務処理マニュアル」（以下、「事務処理マニュアル」という）の第一版が提供されている。

市町村における今後の対応

市町村における今後の対応として、平成三十一年春頃に会計年度任用職員の募集活動を行う場合は、平成二十九年内に各部局において様々な運用がされている臨時・非常勤職員の実態について把握するとともに、会計年度任用職員の任用や勤務条件等の検討に着手し、職員団体との協議等を経て、平成三十年度には、これらの任用や勤務条件等を確定することが必要となる。

これと並行して、臨時・非常勤職員の実態を踏まえ、特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用の適正確保に向けた検討を行い、会計年度任用職員制度に移行するなど臨時・非常勤の職の再設定を行う必要がある。

また、各市町村において個別に整備している人事・給与システムに改修が必要な場合には、適宜予算要求を行い、改修に着手する必要がある。

今後、総務省においては、平成三十年度以降、事務処理マニュアルの改訂（改訂版の提供）を行うとともに、市町村において会計年度任用職員の任用や勤務条件等の取扱いについて検討が進むことを踏まえ、これらの準備状況や、新たに支給すべき期末手当の所要額の調査（制度改正による影響額調査）を行い、地方財政措置についても適切に進められる予定である。

おわりに

平成三十二年法の法施行に当たっては、各市町村がこれまで多年にわたって、それぞれ独自に行ってきた臨時・非常勤職員の任用・勤務条件等に係る取扱いを全庁的に改め、会計年度任用職員制度という新たな制度を統一的に構築する必要があり、様々な課題が生ずることが考えられることから、早期に準備を進めることが重要である。

このため、まだ準備に着手できていない市町村においては、できるだけ早期に準備をお願いしたい。

ふるさと納税の現状と課題

市町村課主事（税政担当） 大 道 剛

1. はじめに

ふるさと納税制度（以下「ふるさと納税」という。）は、返礼品のあり方等について繰り返し報道等で取り上げられたことから、注目を集めている。

ふるさと納税創設の経緯としては、多くの地方のふるさとで生まれ、その地方団体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移してしまふ。その結果、都会の地方団体は税収を得ることができず、生まれ育ったふるさとの地方団体は税収を得ることができないことから、自分の意思で生まれ育ったふるさとにいくらかでも納税できる制度があってもいいのではないかとの問題提起が始まりである。

そして、平成十九年に開催されたふるさと納税研究会において制度の仕組み等が検討され、平成二十年度税制改正によって創設された。

近年、インターネットのポータルサイトが充実し、全国の返礼品を見比べることができるところから、国民の関心が高まっている。それに伴い、ふるさと納税の受入実績額等が増加するとともに、地方団体間の返礼品競争が過熱し、一部の地方団体において、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているとの報道等がなされている。

本稿では、ふるさと納税の現状と課題を紹介することとする。

2. ふるさと納税の概要

(1) 意義

ふるさと納税の意義について、次のようなことが挙げられる。

- ・ 納税者が寄附先を選択する制度であるため、税に対する意識が高まり、納税の大切さや使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。
- ・ 生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域へも力になれる制度であること。
- ・ 地方団体が、国民に選んでもらうに相応しい地域のあり方を考え、その取組みをアピールすることで、地方団体間の競争が進む制度であること。

そして、地方団体は寄附者の「志」に応えられるよう施策の向上に努め、寄附者は地方行政への関心と参加意識を高めることにより、地域に活力が生まれ、地方創生につながることをふるさと納税の理念である。

(2) 仕組み

ふるさと納税は、平成二十七年税制改正によって、特例控除額の控除限度額を個人住民税所得割額の一割から二割に拡充され、他の寄附金控除より手厚い仕組みとなっている。

基本的な仕組みは、資料1のとおりであるが、

【資料1】

ふるさと納税に係る控除額の計算について

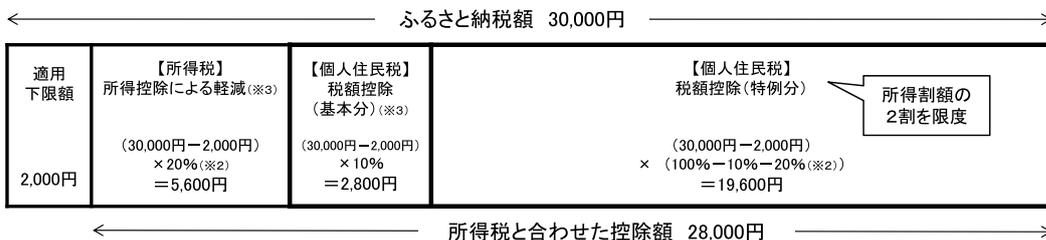
ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・（ふるさと納税額－2,000円）を所得控除（所得控除額×所得税率（0～45%（※））が軽減）
 - ② 個人住民税（基本分）・・・（ふるさと納税額－2,000円）×10%を税額控除
 - ③ 個人住民税（特例分）・・・（ふるさと納税額－2,000円）×（100%－10%（基本分）－所得税率（0～45%（※）））
- ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除（所得割額の2割を限度）

（※）平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ（※1）】



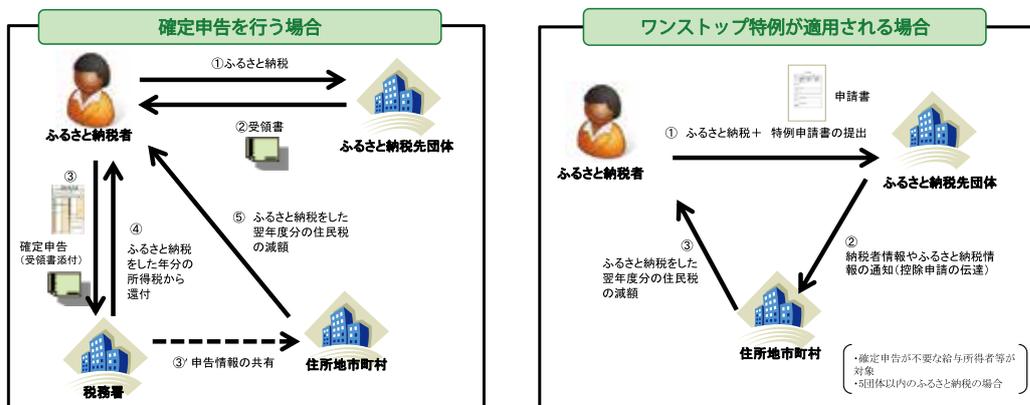
※1 年収700万円の給与所得者（夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体にに対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額等の30%が限度である。

【資料2】

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

○ 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）。

- ・ 確定申告を行った場合と同額が控除される。（本特例が適用される場合は、所得税控除相当額を含め翌年度の住民税から控除される。）
- ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入。
- ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。



3. ふるさと納税の現状と課題

ふるさと納税の現状については、平成二十七年... 寄附者の給与収入や家族構成等によって、控除上限額が異なる。年度税制改正により、ふるさと納税ワンストップ特例制度（資料2）が創設されたことやテレビ等で返礼品を送付する取組みが繰り返し紹介されたことから、平成二十七年年度受入実績額は対前年度比約四・三倍、受入件数も対前年度比約三・八倍と大幅に伸びた。

ふるさと納税の課題として、制度の趣旨に反... と回答した地方団体が大きく増えたが、最も多かった回答は「返礼品の充実」であった。返礼品の送付については、ふるさと納税という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自で行っている取組みである。

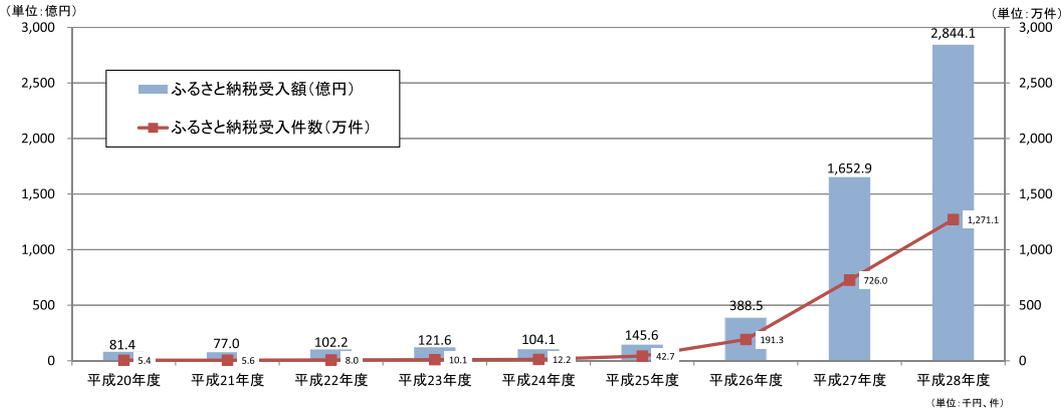
平成二十八年... 度受入実績額等については、平成二十九年七月四日に総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査結果」によると、受入実績額は約二、八四四億円（対前年度比約一・七倍）、受入件数は約一、二七二万件（対前年度比約一・八倍）となっている（資料3）。ふるさと納税が増加した理由について、「使途、事業内容の充実」及び「震災・災害への支援」

【資料3】



ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 平成28年度の実績は、約2,844億円(対前年度比:約1.7倍)、約1,271万件(同:約1.8倍)。



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受入額	8,139,573	7,697,723	10,217,708	12,162,570	10,410,020	14,563,583	38,852,167	165,291,021 (28,674,022)	284,408,875 (50,123,497)
受入件数	53,671	56,332	79,926	100,861	122,347	427,069	1,912,922	7,260,093 (1,476,697)	12,710,780 (2,566,587)

※ 全地方団体(都道府県及び市区町村)を対象に調査を実施。
 ※ 受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの(法人からの寄附を含む地方団体もあり)。
 ※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
 ※ 「平成27年度」及び「平成28年度」の欄のうち、()内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績(把握している限りのデータを回答している地方団体もあり)。

するような返礼品の送付が大きく取り上げられている。この制度の趣旨としては、前述した意義にあるように、寄附者が税の使い道を考え、ふるさとや応援したい地方団体等を寄附先に選択することで、地方行政への参加意識を高める

ことである。また地方団体としては、寄附者にも選んでもらうに相応しい地域のあり方を考え、その取り組みをアピールすることで地方団体間の競争が進むことである。しかし、現状としては一部の地方団体において、地域のあり方を考えるのではなく、ふるさと納税を集めることを目的に、商品券やプリペイドカード、電化製品等が返礼品として送付されている。また寄附者も、ふるさと等を寄附先に選択せず、返礼品を選んでふるさと納税を行っている傾向もみられる。このような状況は、制度本来の趣旨から乖離していると指摘されている。

4. 有識者等の評価

総務省は、以前より返礼品の送付について、寄附金制度であることを踏まえた良識ある対応を要請し、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送らないように求めている。しかし、平成二十九年も引き続き返礼品として送付された商品券がインターネットにより取引される等の状況が続く、国会でも地方団体間における過熱す

る返礼品競争に関して、改善を求める意見が相次いだ。

総務省は、ふるさと納税に係る返礼品についての課題の洗い出しや改善策を検討するために、有識者や地方団体の実務者、全国知事会、全国市長会、全国町村会(以下「有識者等」という。)に意見を求めた。その意見の一部を次のとおり紹介する。

①ふるさと納税に係る評価と課題

(評価)

- ・ ふるさと納税をきっかけとして、寄附が身近なものとなり、寄附文化醸成の一助となっていること。
- ・ 地方団体の認知度の向上や被災地支援に貢献していること。
- ・ 大学や就職で都会に出た方が育ててもらった地域をふるさととして再認識し、恩返しすることができること。
- ・ 地方と都市の税収格差是正に寄与すること。

(課題)

- ・ 返礼品目当ての寄附や返礼品競争の過熱により制度本来の趣旨から乖離していること。
- ・ 安易なネットショッピングになっていることだが、この制度に多くの批判が集まる要因となっており、返礼品の問題をそのまま放置すると制度の根幹を揺るがしかねず、ひいては税制への不信につながりかねないこと。

と。

・ふるさと納税Ⅱ返礼品という間違った考えが流布しており、国民意識を改善する必要があること。

・返礼品充実等の増収策を講じない自治体の税源流出を促す結果になっていること。

②ふるさと納税の返礼品に係る評価と課題

(評価)

・自治体の魅力を全国に効果的に発信でき、地域の活性化や人的ネットワーク形成に寄与すること。

・返礼品が注目されることで、自治体の魅力のPRにもつながっていること。

・返礼品の調達を通じて、販路拡大や品質向上等に対する事業者の意欲の高まりが見られる等、地域産業の振興にもつながっていること。

・返礼品を通じて、ブランド化されていない特産品を知るきっかけとなるとともに、地域や生産者とのつながりを実感できる効果があること。

(課題)

・高価な返礼品は「返礼品のための寄附」という誤解を与えること。

・高い返礼割合が問題であり、返礼割合の高さが競われるようになると、自治体間の適正な競争が阻害されること。

・事業者が返礼品の調達に過度に依存するこ

とによって、結果的に独自の販路拡大努力

等、事業者本来の競争力を失わせる恐れがあること。

・返礼品調達費や広告費等の自治体負担が増え、住民サービスの財源が減少すること。

③今後のふるさと納税のあり方

(制度の発展)

・返礼品競争を改善することが制度を健全に発展させていくために最も大きな課題であること。

・返礼品について規制するのではなく、各自自治体の判断により、節度を持った運用を目指すべきであること。

・制度を見直す時期であり、地方創生を推進する上で、政策本位で寄附が集まる仕組みとしながら、制度本来の趣旨を発信していくべきであること。

・ふるさと納税は、都市のPRや地域産業の活性化等にとって有益な制度であることから、無用な自治体間競争を招かないような仕組みを構築し、将来にわたり継続的に維持される制度にすべきであること。

(一定の基準)

・制度趣旨を歪める返礼品競争等を是正・予防するための仕組みや運用が必要であること。

・返礼品廃止や返礼品の上限設定等、国が実効性のある対策を早急に講じるべきである

こと。

・具体的な上限を設定すると、現在返礼品を送付していない団体が一斉に参加して、返礼品送付が当たり前のものとなってしまいかもしいないため、設定する場合でも表現は慎重に考えるべきであること。

・自治体の自主性に配慮し、過度な国の関与は控えるべきだが、一定の制限は必要であること。

(使途の明示)

・各自自治体が魅力ある事業を展開し、寄附金の使途を明確にした上で、寄附を募る必要があること。

・寄附金の使い途への共感・賛同が寄附につながるような施策の競い合いを行うべきであること。

・寄附者が応援したくなるような事業をアピールして共感してもらうことが重要であること。

・自治体はもっと使い途を明示して、プロジェクト型の寄附募集を行うべきであること。

5. 総務省の対応

総務省は前述の有識者等の意見を踏まえ、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成二十九年四月一日付総務市第二八号 以下「総務大臣通知」という。)を発出した。総務大

臣通知において、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を次のように示し、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないように求めた。

・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

・価格が高額のもの

・寄附額に対する返礼品の調達価格の割合の高いもの

また、これまで具体的に水準を示してこなかった返礼割合に関して、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、返礼品の送付を容認したものではないとしながらも、寄附額に対し高い割合の返礼品を送付している地方団体に速やかに三割以下とすることを要請するとともに、これまで寄附者に対して、制度の趣旨を踏まえて謝礼状の送付のみによって謝意を表してきたような地方団体には、同様の取組みを継続的に実施することを期待するものとした。

総務大臣通知発出後に、返礼品の見直しの動

きが見られたが、一部の地方団体において、改善は見られなかった。このような状況から総務省は、平成二十九年五月に返礼品として電化製品や商品券等を贈り続けている地方団体に対して、あらためて見直しを求める通知を発出した。その結果、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を廃止する動きがより広がったが、一部の地方団体では地域経済への影響等を理由に継続する構えとした。

さらに平成二十九年九月には、ふるさと納税のさらなる活用に係る総務大臣からの書簡が発出され、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にすることや寄附者に政策への意見募集を行う等寄附者と継続的なつながりを持つことが将来にわたって制度を健全に発展させていくためには重要とした。

6. 最後

ふるさと納税の現状として、近年では受入実績額等が増加するとともに、地方団体間の返礼品競争が過熱し、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されるまでとなった。このような現状を踏まえて発出された総務大臣通知等により、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を廃止する動きが広がったが、一部の地方団体で見直しは行われていない状況である。

ふるさと納税に係る評価等について有識者等は、返礼割合の高さが競われると自治体間の適

正な競争が阻害される、寄附者の関心が返礼品に向けられ制度の趣旨から乖離している、返礼品のネットショッピング化になっている等の返礼品を課題とする意見が多くあった。その一方で、ふるさと納税をきっかけに寄附が身近になった、地方団体の魅力を全国に発信できる、返礼品を通じて地域産業の活性化につながる等のふるさと納税を評価する意見もあった。

また地方団体としては、返礼品競争等問題があるとしたが、ふるさと納税は地域のPRや地域活性化に有益な制度であるため、将来にわたって継続してほしいとの意見が多い状況であった。しかし、これまでのように返礼品の送付を強調する募集方法では、制度全体に対する批判が増すほか、他の地方団体に対しても、好ましくない影響を及ぼすことが懸念され、制度の根幹を揺るがしかねない。

今後、地方団体は制度の趣旨である地域のあり方を考え、寄附者の共感を得られるような事業等によりふるさと納税を募り、寄附者もふるさと納税を行うことによって、地方創生等につながることを意識し、使途に着目していくことがふるさと納税の発展につながると思われる。

地方財政計画と地方交付税制度の概要

市町村課主事（企画財政担当） 丸 澤 祐 太

はじめに

地方財政の規模は、国家財政に並ぶものとなっており、公経済の両輪となっている。両輪の一方である国の予算は、まず八月末までに各省庁が翌年度に必要な予算額を「概算要求」として財務省に提出し、財務省と各省庁とが調整をして予算案が作成される。その後、閣議決定を経て、翌年一月下旬に招集される通常国会でこの予算案について、予算委員会を中心に審議していく。その審議の中で必要に応じて増減等の調整をしたうえで、国会の本会議で採択が行われ、可決されて、はじめて正式な予算となる。また、同時期に内閣は、翌年度の地方自治体の歳入及び歳出総額の見込みである地方財政計画を毎年度国会に提出するとともに一般に公表する。この地方財政計画により国と地方を通じた財政全体の姿が明らかにされている。

地方交付税は、この地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入歳出の見積りに基づき決定される。

本稿では、地方財政計画及び地方交付税の概要を解説し、地方財政の現状についてもふれていきたい。

地方財政計画とは

地方財政計画は、地方交付税法第七条の規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」である。この規定において、内閣は、毎年度、翌年度の地方団体の歳入及び歳出総額の見込額に関する書類を作成し、

国会に提出するとともに一般に公表することとされている。この「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」を「地方財政計画」と称している。

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）
地方交付税法第七条

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額

ロ 使用料及び手数料

ハ 起債額

ニ 国庫支出金

ホ 雑収入

二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

ロ 国庫支出金に基づく経費の総額

ハ 地方債の利子及び元利償還金

地方財政計画は、地方財政全体の歳入・歳出を合理的な方法で算出し、その収支を明らかにすることによって、地方財源の保障を行うための仕組みである。地方自治体が法令で義務づけられた事務・事業その他地域住民の福祉を増進

させるための行政を国が期待する水準で地方自治体が実施できる歳出を見積もる。同時に経済見通し等を踏まえた地方税収や地方交付税法定率、国の予算編成を踏まえた国庫支出金等の特定財源などの歳入を見積り、財源不足額を算出する。財源に不足が生じる場合には、地方行政に係る制度の改正または交付税率の変更を行い、不足額を補うことが必要となる。

ここで、地方財政計画の意義を整理すると、以下のようなことになる。

Ⅰ 地方財政全体の収支見込みを明らかにすることによって、地方財源の不足額に対して、財政制度の改正や地方交付税率の検討等、財政収支の均衡を図るために必要な措置を講じること

Ⅱ 地方自治体の財政需要の動向を踏まえ、国の経済・財政政策、国の予算等に関連して、相互の整合性を保ちつつ、地方財源の確保と健全な地方財政の発展を図るために国が行う各種施策を明らかにすること

Ⅲ 地方自治体に対し、全国的な規模における地方財政の標準的な姿を示すこと

前述のとおり、地方財政の規模は、国家財政と並ぶものとなっており、地方財政のあり方が国の予算編成上でも極めて重要な意義を持つてくることとなる。国の予算編成と時期を同じくして策定される地方財政計画は、単に地方財政

2 地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

(1) 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
(歳入)					
地方税	390,663	387,022	3,641	0.9	
地方譲与税	25,364	24,322	1,042	4.3	
地方特例交付金	1,328	1,233	95	7.7	
地方交付税金	163,298	167,003	▲ 3,705	▲ 2.2	
国庫支出金	135,386	132,184	3,202	2.4	
地方債	91,907	88,607	3,300	3.7	
うち臨時財政対策債	40,452	37,880	2,572	6.8	
うち財源対策債	7,900	7,900	0	0.0	
使用料及び手数料	16,184	16,247	▲ 63	▲ 0.4	
雑収	42,370	41,643	727	1.7	
復旧・復興事業一般財源充当分	▲ 77	▲ 79	2	▲ 2.5	
全国防災事業一般財源充当分	▲ 225	▲ 589	364	▲ 61.8	
計	866,198	857,593	8,605	1.0	
一般財源	620,803	616,792	4,011	0.7	
(水準超経費を除く)	602,703	602,292	411	0.1	
(歳出)					
給与関係経費	203,209	203,274	▲ 65	▲ 0.0	
退職手当以外	186,737	185,807	930	0.5	
退職手当	16,472	17,467	▲ 995	▲ 5.7	
一般行政経費	365,590	357,931	7,659	2.1	
補助単独	197,809	190,004	7,805	4.1	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	140,213	140,374	▲ 161	▲ 0.1	
まち・ひと・しごと創生事業費	15,068	15,053	15	0.1	
重点課題対応分	10,000	10,000	0	0.0	
地域経済基盤強化・雇用等対策費	2,500	2,500	0	0.0	
公債借費	1,950	4,450	▲ 2,500	▲ 56.2	
公債借費	125,902	128,051	▲ 2,149	▲ 1.7	
維持補修費	12,621	12,198	423	3.5	
投資的経費	113,570	112,046	1,524	1.4	
直轄・補助単独	57,273	57,705	▲ 432	▲ 0.7	
うち緊急防災・減災事業費	56,297	54,341	1,956	3.6	
うち公共施設等最適化事業費	5,000	5,000	0	0.0	
公営企業繰出金	3,500	2,000	1,500	75.0	
企業債償還費普通会計負担分	25,256	25,143	113	0.4	
その他の	15,863	15,905	▲ 42	▲ 0.3	
不交付団体水準超経費	9,393	9,238	155	1.7	
計	18,100	14,500	3,600	24.8	
(水準超経費を除く)	866,198	857,593	8,605	1.0	
地方一般歳出	848,098	843,093	5,005	0.6	
地方一般歳出	706,333	699,137	7,196	1.0	公債費、企業債償還費普通会計負担分、不交付団体水準超経費を除く

※総務省 平成29年度地方財政計画関係資料（抜粋）

の収支というだけでなく、国と地方を通じた財政全体の姿を明らかにするものとして、その存在意義は重要なものである。

また、地方財政計画が地方財政の運営上果たしている役割を総括すると、以下のようなことになる。

Ⅰ 地方財政計画の策定を通じて、地方自治体が標準的な行政水準を確保できるように地方財源を保障すること

Ⅱ 地方財政は、国家財政と並んで国民経済上

重要な役割を果たしており、国が毎年度予算編成し、様々な施策を具体化するに当たって、同時に地方財政との調整を図る必要があり、地方財政と国家財政・国民経済等との整合性は地方財政計画の策定を通じて確保されるものであること

Ⅲ 地方財政計画の策定に当たっては、毎年度の国の施策を織り込むと同時に、地方独自の収支の状況を見込み、地方財政全般の状況を明らかにすることとしているので、地方自治

体の毎年度の財政運営の参考・指針となるものであること

このとおり国と地方を通じた財政全体の姿を明らかにする地方財政計画は、後述でもふれるとおり、地方交付税の算定の基礎となる等、重要な役割を担っている。

地方交付税の概要

地方交付税は、本来ならば地方自治体の税収とするべきであるが、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方自治体が一定水準を維持できるよう財源を保障するという見地から、国税として、国が代わりに徴収し、合理的な基準によって再配分することとされ、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」(固有財源)という性格をもっている。

したがって、その使途は、地方自治体の自主的な判断に任されており、国がその使途を制限したり、条件を加えたりすることはできない。

この点で、国庫補助金とは対照的になっており、財政力の弱い地方自治体にとって地方交付税は、地方税と並び、重要な一般財源となっている。

また、公経済を担っている国と地方の歳出面での支出割合は約二：三であり、相対的に地方の役割が大きい。これに対し、税収全体における国と地方税の比率は約三：二であり、相対的に地方の税収が小さい。地方交付税は、財源配分により、地方自治体間のみならず、このような国と地方のギャップを補完する機能も有している。

地方交付税の総額は、所得税及び法人税の三三・一％、酒税の五〇％、消費税の二二・三％、及び地方法人税の全額を基本とし、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入歳出の見積りに基づきマクロで決定される。地方交付税は、財源不足団体に交付される「普通交付税」と普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に對し交付される「特別交付税」に分けられ、交付税総額の九四％が普通交付税、六％が特別交付税となっている。

地方交付税の算定

各地方自治体ごとの普通交付税額は下の算式により計算される。

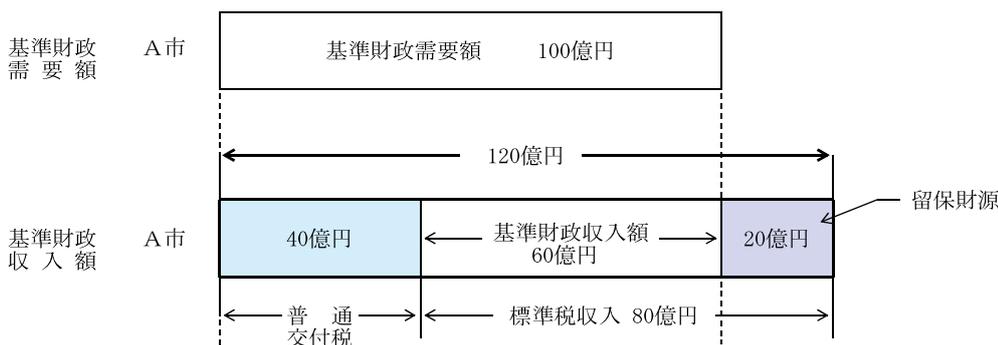
基準財政需要額は、各地方自治体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法第一条の規定により、算定区分ごとに算定される額であり、歳出決算額でもなければ、歳出予算額でもない。地方交付税は、各地方自治体の財源不足額を均衡に再配分することを目的として交付されるものであるため、仮に決算額等を財政需要額の算定に用いると個別の事情、独自の判断に基づいて行われるものを算定に取り入れてしまうことになり、不均衡を調整できなくなってしまう。そのため、基準財政需要額の標準の水準の具体的根拠となるものは、地方財政計画に示された歳出の「内容」と「水準」とされており、これを基礎として、各算定区分ごとに算定されている。また、基準財政需要額は、一般財源としての財政需要額を示すものであるため、目的税、国庫支出金等の特定財源により賄

われる財政需要は除外されることがされている。基準財政収入額とは、各地方自治体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法第一条の規定により、各税目ごとに算定した額であり、地方自治体の標準的な税収の一定割合(七五％)により算定される。その算定の対象となるのは、法定普通税を主体とする標準的な

普通交付税の額の決定方法：

$$\begin{aligned} \text{各団体ごとの普通交付税額} &= (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額} \\ \text{基準財政需要額} &= \text{単位費用 (法定)} \times \text{測定単位 (国調人口等)} \times \text{補正係数 (寒冷補正等)} \\ \text{基準財政収入額} &= \text{標準的税収入見込額} \times \text{基準税率 (75\%)} \end{aligned}$$

普通交付税の仕組み



地方税収である。

また、普通交付税額は、単に各地方自治体の収支差を補填するものではなく、地方交付税制度には、地方行革を促す仕組みが内在している。基準財政需要額においては、標準的な人件費・行政経費を算入しているため、行革努力をした分、他の施策に活用できる財源が確保できるようになり、基準財政収入額においては、標準的な税率・徴収率で税収を算入しているため、その徴収率を上回った分は手元に残り、逆に達成できなかった場合はその分、一般財源が減ることになる。

さらにトップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組み）について、すでに導入されている一六業務について、段階的な反映における二年目の見直しを実施すると同時に、青少年教育施設管理及び公立大学運営の二業務を新たに導入することとしている。また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し（上位三分の一の地方自治体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定）についても段階的な反映における二年目の見直しを実施することとしている。

一方、特別交付税額は、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること、基準財政収入額に過大に算定された財政収入があること、災害等のための特別の財政需要があること等を考慮して決定される。

地方財政の現状

福祉・学校教育・消防・道路や河川等の社会基盤の整備を始めとした国民生活に密接に関連する行政は、その多くが地方自治体により実施されており、地方財政は、国家財政と並ぶ両輪として、極めて重要な地位を占めている。その結果、平成二十九年地方財政計画における歳入歳出総額の規模は、通常収支分については、八六・六兆円となり、東日本大震災分については、復旧・復興事業が一・三兆円、全国防災事業が一兆円となっている。

地方財政は、約一七〇〇の地方自治体の財政の総体であり、その多くは、財政力の弱い市町村である。地方財政の財源不足は地方税収等の減少や減税等により平成六年度以降急激に拡大し、平成二十二年度には景気後退に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税五税の落ち込みにより、過去最大の一八・二兆円に達した。平成二十九年（当初）は地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が増加すること等に伴い、通常収支にかかる財源不足は、七・〇兆円となったが、依然大幅なものとなっている。

また、地方財政の借入金残高は、平成二十八年度末には、一九六兆円、対GDP比は三七・七%となり、平成三年度から二・八倍、一二八兆円増となっている。

おわりに

ここまで地方財政計画と地方交付税の概要に

ついて解説し、地方財政の現状についてもふれてきたが、国においても、臨時財政対策債にみられるように地方交付税の財源は不足している状態であり、その財政事情も非常に厳しい状況である。今後、地方分権を進めることにより、地方の権限・責任を拡大するとともに、地方税財源の充実を図り、財政面においても地方の自主性・自立性が高まることとなれば、地方財政計画のあり方もそれに応じ、検討していくことが必要になってくるものと思われる。しかし、今後も地方財政の規模は、国家財政と並ぶもので、国と地方が公経済の両輪であることは、変わりないだろう。国と地方を通じた財政全体の姿を明らかにする地方財政計画は、今後とも重要な役割を担っていくものと思われる。

一方、地方においては、平成十九年の夕張市の財政破綻のニュースにはじまり、最近では、二〇四〇年には約半数の八九六の自治体に消滅の危機があると発表されるなど、地方自治体を取り巻く状況は、様々な面で非常に厳しいものとなっている。その中で、財政面においては、比較的取組みやすい職員削減等の経費削減努力は、どの市町村も既に行っていることだろう。今後は、公共施設等の見直し、保育所等の民営化、広域化を進め、歳出の縮減を図るとともに、少子高齢社会に向けた介護・医療・子育て支援など地方自治体が担うべき役割に即した地方税財源を確保し、交付税等に依存しない自立した財政基盤を築くことがますます重要になってくると思われる。

マイナンバーカードの普及促進と今後の展望

地域振興課主事（情報企画担当） 松 永 憲資郎

1 はじめに

平成二十九年七月十八日より、情報提供ネットワークシステムを介した「情報連携」の試行運用が開始された。同年秋頃には、本格運用が開始される予定であり、住民が本格的にマイナンバー制度の利便性を享受できる環境が整いつつある。その一端を担う「マイナンバーカード」の交付率は、平成二十九年五月十五日時点において、全国平均で「九・〇パーセント」、徳島県では全国平均を下回る「七・二パーセント」と、依然低い水準にある。

今後、マイナンバーカードは、国の「マイナンバーカード活用推進ロードマップ」や「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、行政及び民間サービスを支える基盤となることが明らかになっているところであり、住民がその利便性を実感するためには、交付率の向上が喫緊の課題であるといえよう。

そこで本稿では、本課題の解決に向けて、マイナンバーカードの基本的な内容や、普及に向けた取組みについて紹介する。

2 マイナンバーカードの概要

マイナンバーカードは、顔写真付きのICチップ搭載カードであり、機能としては、大別して次の二つがある。

(1) 『カード券面』

表面は本人確認の必要な窓口において身分証明書として、裏面は個人番号の提示を求められた際に使用できる。個人番号は、社会保障、税、災害対策の三分野における行政手続などで必要であり、通知カードでは、運転免許証や旅券など他の本人確認書類が必要となるが、マイナンバーカードでは、「一枚で番号確認と本人確認が可能」となる。



(2) 『ICチップ』

ICチップには、公的個人認証サービスによる「電子証明書」と、「空き領域」の二つの用途があり、それぞれ民間事業者においても利用が可能である。なお、電子証明書と空き領域を合わせて「マイキー」と呼称している。

①電子証明書

公的個人認証サービスによる電子証明書には、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の二種類がある。

「署名用電子証明書」は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載されており、e-Taxや

子育てワンストップサービスなどの電子申請の際に使用できる。

「利用者証明用電子証明書」は、マイナポータルやコンビニ交付の利用時など、本人であることを証明する際にその手段として使用できる。

② 空き領域

ICチップの空き領域には、カードアプリケーション（AP）の搭載が可能であり、これにより様々なサービスの提供が可能となる。APは独自開発も可能であるが、標準的なAPであれば地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より無償提供されている。

マイナンバーカードの有効期間については、発行の日から十回目の誕生日まで、また電子証明書の有効期間は、発行の日から五回目の誕生日までである。ただし、二十歳未満の方の有効期間については、容姿の変動が大きいため、顔写真を考慮して五回目の誕生日までとされている。また、十五歳未満の方の電子証明書については、「署名用電子証明書」は実印に相当するため原則発行せず、「利用者証明用電子証明書」は十五歳未満の方に発行する際は、法定代理人が暗証番号を設定する。

また、マイナンバーカードの取得にあたっては、紛失時のリスクを懸念されることがあるが、ICチップに税情報や年金給付情報などのプライバシー性の高い個人情報記録されることはなく、使用する際には、マイナンバーカード

提示しての本人確認、暗証番号の入力が必要であり、他人に悪用されるケースは極めて低い。加えて、紛失した場合には、J-LISに連絡することで機能を停止させることが可能であり、場合によっては市町村においてマイナンバーの変更も可能であるため、安全性は十分に確保されているといえよう。

3 マイキーを利用したサービスについて

マイナンバーカードのマイキーを利用することにより、利便性の高いサービスの提供が可能である。

現在利用可能である主なサービスは次の二つである。

（1）『マイナポータル』

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスである。「利用者証明用電子証明書」の利用により個人を特定した情報配信が、「署名用電子証明書」の利用により各種手続の電子申請が可能となっている。運用スケジュールは情報連携に従い試行運用が開始中であり、平成二十九年秋頃に本格運用が開始される予定である。PCよりマイナポータルを利用するには、カードリーダーの準備とPCの環境設定が必要である。PCの環境設定は、複数のフリーソフトのインストールや、使用可能なブラウザが限定されているなど、現状はPCの操作に不慣れ

な方にとってはハードルが高いものとなっているが、現在、簡素化の検討が進められているところである。また、スマートフォンからの利用についても準備が進められているところである。なお、内閣官房よりマイナポータル専用端末が市町村に配布されており、PCなどを所有されていない方は、役所窓口にてマイナポータルの利用が可能である。

マイナポータルで利用可能なサービスは次のとおりである。

○【もっとつながる】

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となる。現在はe-Taxが登録されており、マイナポータルにログインすれば、利用者識別番号、暗証番号を入力することなくe-Taxにログインできる。

○【情報提供等記録】

情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる。

○【自己情報表示】

行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる。

○【お知らせ】

行政機関などから個人に合ったお知らせを確認できる。利用者においては、場所、時間を選

ばずにお知らせを確認でき、また、紙媒体の通知書類の保管などの手間が省けることとなる。行政機関などにおいては、通知書類の印刷、郵送費用の削減が可能となる。

○【子育てワンストップサービス】

保育所入所申請や児童手当の申請など、子育てに関する手続きについて、サービスの検索や電子申請ができる。利用者においては、役所の窓口へ赴くことなく、時間を選ばずに申請が可能となる。現在はサービスの検索のみが可能となっており、電子申請については、平成二十九年十月以降、順次開始される予定である。また、各種申請の添付書類の省略は、「情報連携」の本格運用開始後に可能となる。

ただし、サービス実施の可否は自治体ごとの判断となっており、現状、自治体によってサービス内容に差異が生じている。

○【公金決済サービス】

マイナンバーのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードの公金決済が可能となる。

○【民間送達サービスとの連携】

行政機関や民間企業などからのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることが可能となる。

マイナンバーは今後もサービスの拡充が図られる予定であるが、子育てワンストップサー

(資料①) コンビニ交付実施状況 [平成29年9月1日現在]

市町村名	提供サービス							交付手数料
	住民票	印鑑証明	各種税証明	戸籍	戸籍(本籍地)	戸籍の附票	戸籍の附票(本籍地)	
三好市	○	○		○		○		戸籍450円(窓口同額) それ以外400円(窓口同額)
松茂町	○	○		○	○	○	○	戸籍400円(窓口450円) それ以外250円(窓口300円)
藍住町	○	○		○	○	○	○	戸籍450円(窓口同額) それ以外350円(窓口400円)
板野町	○	○		○	○	○	○	戸籍400円(窓口450円) それ以外250円(窓口300円)

※平成29年秋頃より徳島市実施予定

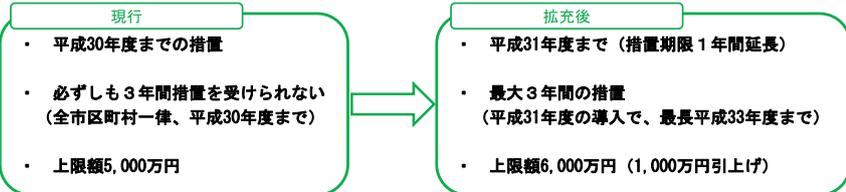
(資料②)

マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置の拡充

1 趣旨

コンビニ交付サービス未導入団体の導入を後押しするため、マイナンバーカードの多目的利用（コンビニ交付、市区町村の自動交付機（キオスク端末）設置等）に要する経費について財政支援を行う。

2 拡充内容（平成29年度～）



算定対象となる経費(参考)

- A 基本構成機器(サーバ機器、端末機器及びデータベース等)の購入等経費
- B 各市町村とシステムを共同構築するために必要な専用線及びルータ等の購入等経費
- C A及びBの導入等に係る機器環境設定やシステムインストールのための経費、コンビニ交付に参加する際のJ-LISへの運営負担金、コンビニ事業者への手数料

※ 自治体クラウド化の推進に資する場合に限る
※ 過去3年度以内に導入したもののうち、親年度の経費を措置

多目的利用の例(参考)

- 証明書自動交付機(キオスク端末)の庁舎設置の郵便局設置
→ 住民生活に身近な拠点での交付による利便性拡大 市区町村の業務効率化
- カードの印鑑登録証としての併用
→ 窓口、コンビニ、双方で印鑑登録証明書の交付可能
- 発行できる証明書の拡充
→ 税証明書、戸籍証明書への対応で、サービス標準化

ビスと同様に、自治体が提供主体となるサービスについては、サービス内容に差異が生じることが懸念される。住民サービスの向上のためにも、積極的に実施の検討を進めていただきたい。

(2) 『コンビニ交付』

市町村が発行する証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書など)が全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末より取得できるサービスである。

徳島県におけるコンビニ交付の実施状況は資料①のとおりである。

マイナンバーカードにおけるコンビニ交付は、「利用者証明用電子証明書」を使用した仕組みとなっており、従前の住民基本台帳カードで実施されているAPを使用した仕組みと比較して、条例の制定が不要であり、システム構築が削減されているなど、導入に係るコストが低減されている。

また、資料②のとおり、コンビニ交付の導入にあたっては、機器の導入経費やJ-LEISへの運営負担金などが特別交付税措置の対象となる。

るが、「平成三十一年度までの措置期限の延長」や「上限額六千万円までの引上げ」など、平成二十九年年度から内容の拡充が行われているところである。未導入の市町村におかれては、この機会を逃すことなく、積極的に導入を検討いただきたい。

また、次のサービスについて、導入に向けた検討が進められている。

『マイキープラットフォーム構想』

マイキープラットフォームとは、マイキー部分を活用した、公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤である。

マイキープラットフォームを利用することにより、マイナンバーカード一枚で公共施設や商店街などの各種サービスを利用可能とし、利用者の利便性の向上や、サービス提供者におけるカード導入のコスト削減を図る。加えて、各種民間サービスのポイント（クレジットカードなどのポイントや航空会社のマイレージ）を自治体ポイントに交換し、各自治体が指定する用途（商店街やオンラインショップなど）にて使用可能とすることで、地域経済の活性化を目指すものである。

平成二十九年八月三十日には、全国約二百二十団体が参加した「マイキープラットフォーム運用協議会（会長 飯泉徳島県知事）」が設立されるとともに、同年九月二十五日より、

一部の自治体で実証事業が開始されている。なお、平成二十九年八月三十日現在、当協議会には本県から徳島県のほか、徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市及び勝浦町が参加しているところである。

4 マイナンバーカードの普及に向けて

情報連携、マイナポータル運用開始や、コンビニ交付など、マイナンバーカードの利用シーンが増えてくる機会を捉え、マイナンバーカードの取得メリットをPRすることは、普及促進に効果的である。

そこで、徳島県では、県と市町村の若手職員で構成する「マイナンバーカード普及・利活用タスクフォース」を設置し、様々な検討を進めている。

その中のアイデアのひとつを具現化した「マイナンバーカード普及促進キャンペーン」を全市町村協力のもと、平成二十九年九月四日より開始しているところである。キャンペーンでは、マイナンバーカードを取得いただいた方に、オリジナルコラボシールを貼った「カードケース」のプレゼントをはじめ、各市町村独自の取組

オリジナルコラボシール（イメージ）



みとして、グッズのプレゼントや、マイナンバーカード申請補助など様々な取組みを実施している。このような県下一斉での取組みは「全国初の試みであり、交付率の向上につながることを大いに期待したい。

5 おわりに

子育てワンストップサービスの開始により、子育てに関する手続の電子申請が可能となることであるが、これを皮切りに、今後、マイナンバーカードの公的個人認証を活用して、様々な行政手続の電子申請が検討されていくだろう。窓口申請から電子申請への移行の過渡期においては、両申請への対応が必要であり、事務が煩雑となる懸念されるが、マイナンバーカードの普及により電子申請への移行がなされれば、行政手続の簡素化や事務コストの削減が見込めることになる。

また、マイナンバーカードが広く普及することにより、自治体においてもマイナンバーカードの利用を前提とした行政サービスの検討が容易となり、マイナポータルやコンビニ交付に続く、新たな行政サービスの開発にも期待できるものと考えられる。

更なる行政事務の効率化や住民サービスの向上のため、今後も、県と市町村が一体となって、マイナンバーカードの普及促進に向けた様々な取組みにチャレンジしていくことを期待したい。

ふるさと融資制度について

地域振興課主事（集落・地域再生担当） 大久保 香晶子

はじめに

ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）は、民間企業の活力により地域の振興を推進するため、地域の民間企業の事業に対する地方公共団体による長期の無利子融資制度です。

地域振興に資するあらゆる分野の民間事業が対象となるふるさと融資は、それぞれの地方公共団体が地域の実情に即した幅広い分野に対して支援できるものとなっています。

本稿では、地域の活性化に資するべく、ふるさと融資制度について紹介します。

ふるさと融資の要件

1 貸付団体

資料①のとおり、地方公共団体が貸付主体であり、貸付に係る事務等は、ふるさと財団が受託し行います。

民間事業者がふるさと融資の利用を希望する場合は、地方公共団体への協議が必要となります。この協議は、事業着手前に行うことが望ましいとされていますが、地方公共団体が地域振興に貢献すると認める場合は、事業着手後であっても貸付対象となります。ただし、事業完了後に協議があった場合は認められません。

なお、同一事業について、都道府県と市町村の両方からの借入はできません。

ふるさと財団

ふるさと財団は、「ふるさと創生」を推進す

るため、昭和六十三年十二月二十一日、自治大臣（現：総務大臣）及び大蔵大臣（現：財務大臣）の許可を得て、都道府県、政令指定都市の出損による財団法人として発足した。

ふるさと財団は、地方公共団体からの依頼により、対象事業についての総合的な調査・検討を行うとともに、ふるさと融資の貸付実行から最終償還に至るまでの事務を行う。

2 貸付対象者

法人格を有する民間事業者が対象です。

《貸付対象となる民間事業者》

株式会社、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、協同組合、農業協同組合、農事組合法人、資産の流動化に関する法律に基づく特別目的会社（SPC）、第三セクター（二〇〇%国・

地方公共団体の出資・出損を除く。）など

※金融業を営む者（銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等）は対象となりません。

3 貸付対象事業

地方公共団体が作成する「地域振興民間能力活用事業計画」に位置付けられ、次の要件のすべてに該当する事業が対象です。

【要件】

(1) 事業の特長

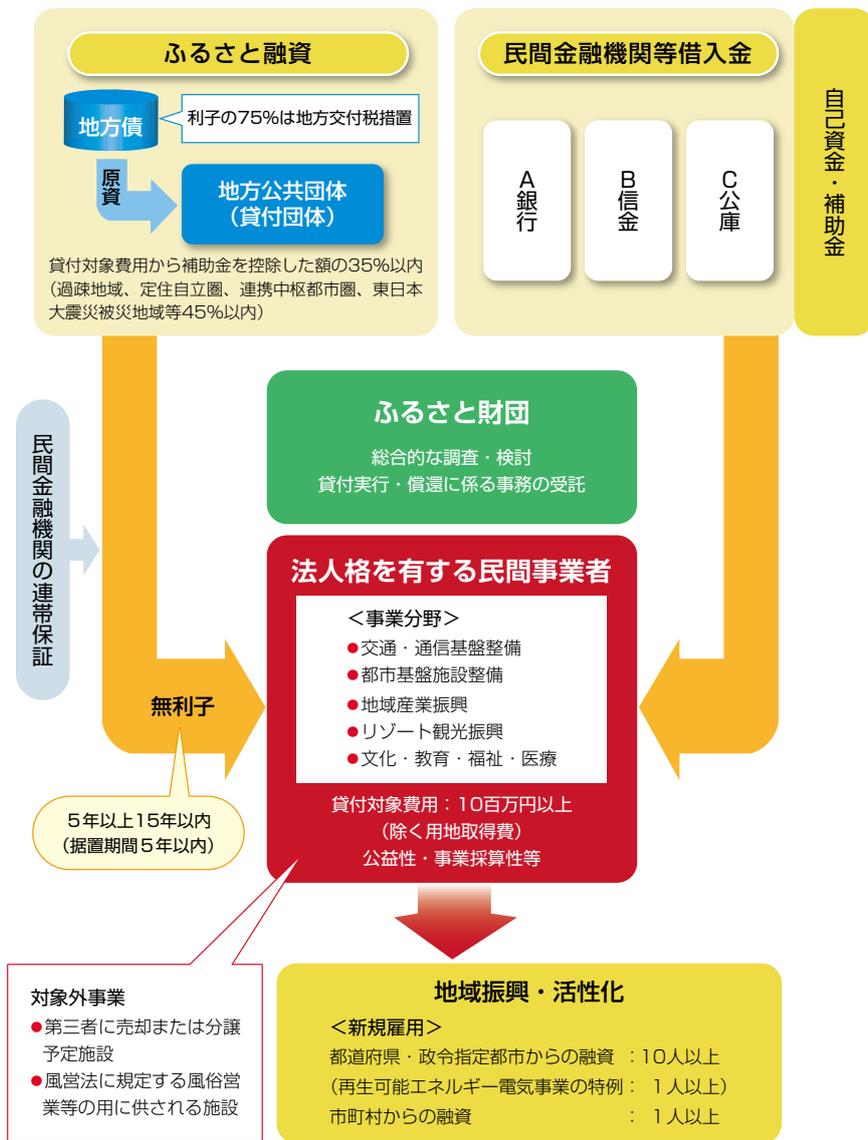
公益性、事業採算性等の観点から実施されること。

(2) 雇用の確保

事業地域内において、次の新たな雇用の確

(資料①)

ふるさと融資概念図



保が見込まれること。

(1) 都道府県・政令指定都市→10人以上
※「再生可能エネルギー電気事業」であつて、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合は一人以上

(2) 市町村 (政令指定都市を除く。) → 一人以上

(3) 事業規模
用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が

一千万円以上であること。

(4) 用地取得に係る制限
用地取得等を貸付対象事業とする場合には、用地取得等の契約後五年以内に対象事業の営業が開始されること。

※ 地域振興民間能力活用事業計画 ※
地方公共団体が民間事業者等と協議のうえ、貸付対象事業要件に合致し、支援する必要があ

ると判断した場合に作成するもの。

※ 再生可能エネルギー電気事業 ※

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業。

【除外される事業】

(1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に定める風俗営業及び同条第五項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

4 貸付対象費用

(1) 設備の取得等に係る費用

① 施設・建物の建設、取得、整備、改良及び補修

② 事業に不可欠な機械装置など動産の取得

③ 土地の取得及び造成等

④ ①〜③とあわせて取得される無形固定資産

※土地の取得費については、設備の取得等に係る費用の三分の一を限度に算入することができます。

※運転資金に対してふるさと融資を受けることはできません。

※設備の取得等に係る消費税は含まれません。

無形固定資産

土地・建物・機械設備等の取得に伴い、それ自体の価値・効用を高めるためのもの。

《例》借地権又は建物の賃借権の取得費用、当該設備による業務に必要な特許権等又は業務処理に必要なソフトウェアの取得（又は制作）費用

(2) 試験研究開発費等、当該設備の取得等に
伴い必要となる付随費用

貸付対象事業の着工後から完了までに、当該事業に係る試験研究や開発に要する費用、営業開始のために支出する費用のうち、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料に該当するものに限り、付随費用に対する貸付額の割合は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の二〇%未満となります。ただし、次の場合は、貸付額の総額の五〇%未満となります。

- ① 試験研究開発費用資産の取得等に係る費用と当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合
- ② ソフトウェア開発事業又は情報処理・情報サービス事業の場合

5 貸付額等

(1) 貸付額

事業一件当たりの貸付額は、概ね三〇〇万円以上となり、都道府県・政令指定都市が融資を行う場合は四十二億円、市町村が融資を行う場合は十億五千万円が限度となります。

(資料②)

■要件一覧（融資比率・限度額・雇用要件）

単位：億円

		通常の地域		過疎地域（みなし過疎地域含む）・離島地域・特別豪雪地帯		定住自立圏・連携中枢都市圏・東日本大震災被災地域	
		一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域		
都道府県・政令指定都市	融資比率	35%		45%		45%*	
	融資限度額	通常の施設	42	52.5	54	67.5	67.5*
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2*
	雇用	10人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上					
その他市町村	融資比率	35%		45%		45%	
	融資限度額	通常の施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
	雇用	1人以上					

※…但し、定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置については、都道府県は対象外。

(資料③)

■融資比率・算定基礎のイメージ

貸付対象費用

貸付対象費用から補助金を控除した額			補助金
ふるさと融資	民間金融機関等借入金	自己資金	

↑ 35%以内（過疎地域等 45%以内）

ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合は、都道府県・政令指定都市は六十三億円、市町村は十五億七千万円まで融資限度額が引き上げられます。

また、過疎地域、離島地域、定住自立圏等で実施される事業についても、融資比率や融資限度額が引き上げられます。（資料②参照）

(2) 貸付利率

無利子

(3) 貸付の対象となる期間

連続する四年以内

(4) 償還期間

貸付から十五年以内（五年以内の据置期間を含む。）

(5) 償還方法

元金均等半年賦償還（半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還日に償還。）

(6) 民間金融機関等借入金

借入額総額のうち、ふるさと融資以外の借入金を「民間金融機関等借入金」と呼びます。ふるさと融資はこの民間金融機関等借入金とセットで行われる必要があり、貸付対象者である民間事業者の自己資金とともに、融資比率算出の基礎となります。（資料③参照）

なお、この融資比率については、ふるさと融資の実行時には遵守されなければなりません。償還完了まで維持する必要はありません。従って、民間金融機関等借入金の借入期間及び据置期間についても、それぞれふるさと融資の融資期間及び据置期間と合わせる必要はありません。

民間金融機関等借入金には、民間金融機関からの融資のほか、国や都道府県の制度融資、グループ会社からの借入も含まれますが、個人からの借入は該当しません。

6 財政措置

地方公共団体が融資資金を円滑に確保できるよう、資金は起債で賄われますが、起債同意された（届出地方債にあっては協議をしたならば同意を得られることとなる）と認められた一般事業（地域総合整備資金貸付分・充当率一〇〇％）に係る地方公共団体の利子負担分の七十五％（用地取得費に係る部分は五十％）については、特別交付税により措置されます。

7 債権の保全

（１）連帯保証

ふるさと融資は、貸付に係る債権の保全及び回収の確保を図るため、貸付金元本一〇〇％及びこれに付帯する一切の責務（遅延利息等）について、民間金融機関の確実な連帯保証を必要としています。物的担保は不要です。

《連帯保証となる民間金融機関》

銀行、農林中央金庫、信託銀行、日本政策投資銀行、信金中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、全国信用協同組合連合会、信用組合（全国信用協同組合連合会との連帯保証の場合）

※政府系金融機関（日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫等）は認められません。

（２）遅延利息

民間事業者が償還期日に償還金の支払いを怠ったときは、約定償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年十四％の遅延利息を支払う義務があります。

（３）繰上償還

① 貸付要綱・約款違反による場合
借入人が貸入金を貸付の目的以外の目的に使用した場合など、貸付要綱又は金銭消費貸借契約証書一般約款に規定する繰上償還事由に該当した場合には、繰上償還の対象となります。

② 民間事業者からの申出による場合

借入人は、事前にふるさと融資を行う地方公共団体（貸付団体）の承認を受けて、借入金の全部又は一部について自発的な繰上償還を行うことができます。

地方経済は先が見通せない状況にある中、我が国の経済を支える要としても、地域経済の活性化は急務となっております。

国は、このような事態に歯止めをかけるため、平成二十六年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に向けた取り組みを進めています。

こうした中で、地方においては、地方公共団体・民間企業・地域住民が連携し、ともにその地域の課題に即した取り組みを行う必要があります。

今回ご紹介したふるさと融資は、民間能力を活用して地域の活性化を支援する制度です。平成二十七年の改正により、貸付対象費用の下限額の引き下げや、雇用要件の緩和などの制度の拡充が図られたことで、それぞれの地域の実情に即した幅広い分野での活用が可能となりました。

ふるさと融資を利用することにより、民間事業者においては、地域との連携強化や、無利子融資によるコスト削減といったメリットがあります。また、地方公共団体や民間金融機関は、地域の雇用創出・確保や、地域に根を下ろしたと考える企業との繋がりを持つことができます。

本制度の積極的な活用をご検討いただき、地域の活性化にお役立てください。

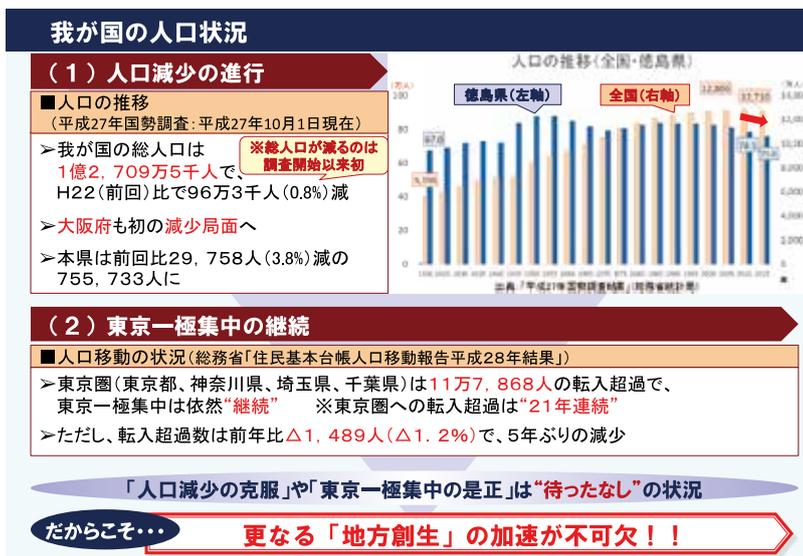
おわりに

現在、人口減少や少子高齢化の進展を背景に、

一步先の未来へ！“挙県一致”の地方創生戦略

地方創生推進課主事（地方創生担当） 宮本 祐子

（資料1）



はじめて

平成二十七年「国勢調査」においては、日本の総人口が平成二十二年の前回調査から九六万三千人（〇・八%）減少し、調査開始以来初めての「人口減少」となった。また、都市部である大阪府も初めて人口が「増加」から「減少」へと転じ、本格的に人口減少局面に突入したことが窺える。徳島県においても、七五万五、七三三人と前回（平成二十二年）に比べて二万九、七五八人（三・八%）の減少となっている。

また、総務省「住民基本台帳人口移動報告平

成二十八年結果」において、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）は一一万七、八八八人の転入超過と、二十一年連続で東京圏への転入超過が継続している状況であり、依然として東京一極集中の流れが続いている実態が浮き彫りとなっている。（資料1）

「人口減少の克服」と「東京一極集中の是正」を同時一体的に図る「地方創生」は、国・地方を挙げて、まさに「待たなし」で取り組むべき最重要課題であり、更なる「地方創生」の加速が不可欠である。

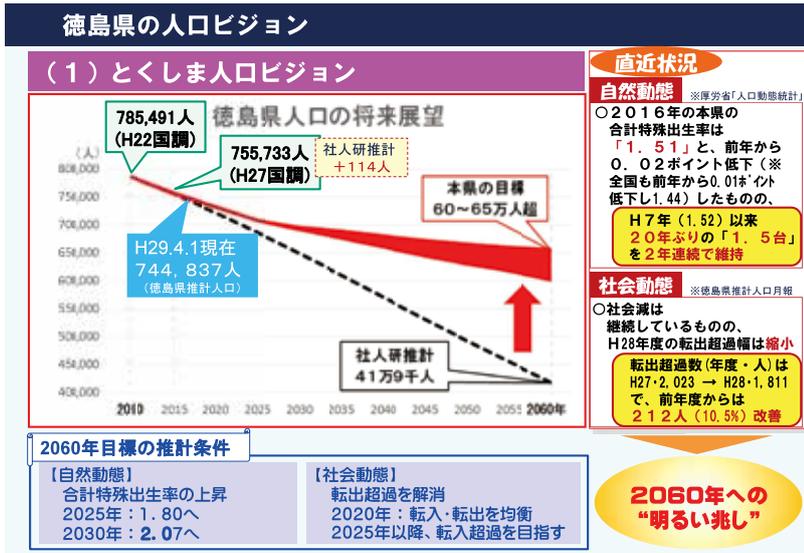
本稿では、徳島県における地方創生の取り組みについて、その処方箋である「vs東京」とくしま回帰」総合戦略」の概要及び重点プロジェクトにより解説する。

「vs東京」とくしま回帰」総合戦略」の概要

1 位置づけ

本戦略は、「まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年十一月二十八日法律第一三六号）」第九条に基づき、全国に先駆け平成二十七年七月に策定された。徳島県における人口の現状と将来展望を提示した「とくしま人口ビジョン」※で示した二〇六〇年の本県人口「六〇〇、六五万人超」の確保に向け、平成二十七年度から平成三十一年度までの五年間に取り組むべき具体的な施策を盛り込んでおり、総合戦略の期間も折り返しとなった現在、具体的な成果を得るべく、自然増と社会増を目指した取り組みを戦略的に展開しているところである。

(資料2)



※「とくしま人口ビジョン」：平成二十七年七月策定。国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案しつつ、国から提供のあった「地域経済分析システム(RESSAS)」のデータなどを十分に活用しながら、本県における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。将来展望として、「二〇六〇年に『六〇万人〜六五万人超』の確保を目指す」という人口目標を設定している。(資料2)

2 基本目標

地方版総合戦略においては、政策分野ごとに五年後に実現すべき成果に係る数値目標として基本目標を定めることとされている。

「vs東京」「とくしま回帰」総合戦略」においては、徳島と東京が「対」となり、「地方創生」、ひいては「日本創成」の実現を目指す。「vs東京」の共通コンセプトのもと、「つと」と「ひと」を呼び込む好循環を確立し、活力ある「まち」づくりを加速する。「とくしま回帰」の具現化に向けて、「四つの基本目標」を掲げ、「新未来とくしま」の創造へと導く各種施策を強力に推進する。

○基本目標1 「新しい人の流れづくり」

…二〇二〇年までに転入・転出者を均衡(社会増減0) 共通コンセプト「vs東京」のもと、各世代にわたる東京からの移住をはじめ、大都市圏からの「新しい人の流れ」を生み出す「とくしま回帰」を推進する。

○基本目標2 「地域における仕事づくり」
…総合戦略による雇用創出数 五年間で四、〇〇〇人

徳島の強みを活かした「産業競争力の強化」により、徳島に集う「ひと」が、魅力ある安定した「つと」と「ひと」を創り出す「好循環」を加速する。

○基本目標3 「結婚・出産・子育ての環境づくり」

…二〇二五年に希望出生率一・八を目指す

「切れ目のない次世代育成対策」を展開し、若者の結婚や出産に対する希望の実現をはじめ、「子育ての喜びを実感できる環境」を創造する。

○基本目標4 「活力ある暮らしやすい地域づくり」

…徳島版地方創生特区 五年間で十区 「つと」と「つと」の好循環を強固に支え、安心して暮らし、学び、働き、子育てしやすい、笑顔に満ちた活力ある「まち」づくりを展開する。

3 進化する総合戦略

「総合戦略」の推進に当たっては、「四つの基本目標」のもとに、具体的な施策ごとに設定した「重要業績評価指標(KPI)」の達成に向け、「PDCAサイクル」を用いた「効果検証・改善見直し」をより一層実効性のあるものとし、施策を高次元へと進化させることが重要である。徳島県では、「PDCAサイクル」を用いた効果検証と改善見直しを「地方創生「挙県一致協議会」や「県政運営評価戦略会議」などの外部有識者の参画により、一年間かけて実施しており、本年三月には新たな施策・事業を追加するなど、「進化する総合戦略」として、「二〇一七改訂版」をとりまとめている。

重点プロジェクト

○とくしまサテライトオフィスプロジェクト (資料3)

・東日本大震災を契機に、首都圏の企業がリスク分散のため、情報通信技術を活かした、時

(資料3)

とくしまサテライトオフィスプロジェクト (H24.3~)

「とくしまサテライトオフィス・プロモーションチーム」による
地域・NPO・進出企業・行政が一体となった活動

- 戦略的な情報発信 → SNSも！
- 視察ツアーの実施 → 人が人を呼ぶ連鎖と循環
- コンシェルジュの配置 → 企業ニーズと課題の把握
- 地元金融機関との合同相談窓口の設置 → 相談～開設～定着に至るまできめ細やかな受入れ体制の整備

課題には迅速に対応！
カーシェアリングの運用

空港からのアクセスを容易に！

東京都内のICT企業をはじめ
県内11市町村に56社が進出！
70名以上の地元雇用を創出！

「地方創生の全国モデルに！」

神山町及び美波町では
町政史上初の「社会増」に！

間・場所にとらわれない「モバイル勤務」、
「サテライトオフィス勤務」など、従来の働き方を見直していることにいち早く注目し、いわゆる「限界集落」と呼ばれる過疎地域にまで整備された本県の強み「全国屈指の光ファイバ環境」を最大限に活かし、ICT企業等が古民家や遊休施設などをサテライトオフィスとして展開する「とくしまサテライトオフィスプロジェクト」に取り組んでいる。

プロジェクトでは進出企業へのきめ細やかな支援と新たな誘致に向けた施策を積極的に展開し、これまでに東京都内のICT企業を

○「消費者庁等」の徳島移転推進(資料4)

徳島県では、「政府関係機関の地方移転」を新しい人の流れの「突破口」と位置づけ、平成二十七年八月末、国の「政府関係機関の地方移転」提案募集に呼応し、消費者庁をはじめ六機関の提案を行った。平成二十八年三月の神山町での業務試験を経て、平成二十八年三月二十二日に国が決定した「政府関係機関移転基本方針」において、消費者庁等の移転については、「地方創生に資する意義が認められる」と明記された。平成二十八年度に入り、徳島県庁での業務試験を経て、平成二十八年九月一日、国が決定した「政府関係機関の地方移転に係る今後の取組について」

はじめ県内十一市町村に五十六社が進出し、七十名以上の地元雇用を創出している。

本プロジェクトの推進により、テレワークや仕事とプライベートの両立といった新しい働き方を発信するほか、サテライトオフィスで働く社員によるICT教室の開催や地元との協働による新商品の開発など、地域の課題解決につながる活動も生まれている。さらには海外からの視察の受け入れや、進出企業による全国初となる4K映画祭の開催など、「徳島のサテライトオフィス」は国内外へ情報発信されており、プロジェクトの進化は止まらない。これらは、プロジェクトの発足当初には想像もなかったことであり、「人が人を呼び込む」ことで、次々と相乗効果がもたらされ、いまや「とくしまサテライトオフィスプロジェクト」は地方創生における全国モデルとなっている。

(資料4)

政府関係機関の地方移転に挑戦 ～「消費者庁等」の徳島移転推進～

▶ H27.8.31 「政府関係機関」誘致提案の決定・エントリーから本県のチャレンジが「キックオフ！」

「政府関係機関」の徳島移転

- H27.12.14 河野消費者行政担当大臣(当時)が神山町を視察
- H28.3.13~3.17 消費者庁が神山町で業務試験を実施
- H28.7.4~7.29 徳島県庁で大規模業務試験を実施
- H28.9.1 まち・ひと・しごと創生本部「消費者施策分析・立案拠点」の設置を決定
- H29年7月24日 県庁内に開設！ 消費者行政新未来創造オフィス

「進化の加速期間」3年後には
新次元の消費者行政を展開する「消費者庁」の徳島“全面移転”へチャレンジ！

において、徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス」を平成二十九年年度に開設し、三年後を目途に検証・見直しを行い結論を得ることが、国の方針として正式に位置づけられた。平成二十九年七月二十四日、消費者庁・独立行政法人国民生活センター「消費者行政新未来創造オフィス」が徳島県庁十階に五十人規模で開設されたところであり、徳島県としては、この開設を三年後の全面移転の第一歩とし、「地方創生」「働き方改革」につなげるため、このオフィスの活動を全面的にサポートしていくこととしており、今後とも、消費

(資料5)

▶ 課題解決先進地域づくりを加速 ～徳島版「地方創生特区」～

▶ “徳島ならではの”市町村の課題解決支援！ H29年度に追加指定→現在7区

「課題解決先進県・徳島」のお家芸！ “現場主義の徹底”による知恵と工夫で地方創生推進！！

<p>那賀町「徳島ドローン特区」(H27・第1次指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ドローン」活用による鳥獣被害への対応等、地域課題の解決に向けた実証実験を展開 ▶ H28年2月24日、政府初、「無人航空機による貨物輸送実験」を実施！ <p>魅力発信！</p>	<p>板野町「新南海道再興戦略特区」(H27・第1次指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「道の駅」整備計画の検討 ●「サテライトオフィス誘致」への遊休施設の有効活用検討 ▶ H28年4月19日、「板野町コールセンター開設に関する覚書」調印！ <p>ICT企業・サテライトオフィス誘致促進！</p>
<p>石井町「次世代育成・六次産業集積特区」(H28・第2次指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「アグリサイエンスゾーン」を核とした六次産業化の産業集積による地域活性化 ●「農」に関連する事業を通じた大学生やU・I・Jターナー等による移住交流の促進 ▶ H28年7月1日、「アグリサイエンスゾーン」石井町×徳島大学×徳島県×企業「石井町農業振興協議会」を設立し、具体的実践へ！ 	<p>美波町「歴史文化の力でまちづくり特区」(H28・第2次指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歴史・文化をテーマに、地域ニーズを的確に捉えた規制緩和等の推進による農村舞台(人形浄瑠璃「赤松座」)の復活、薬王寺・門前町再生による地域活性化 ▶ H28年7月16日、美波町と徳島文理大学が「包括的連携に関する協定」を締結！

国家戦略特区(地方創生特区)への提案！
「課題解決先進モデル・とくしま特区」(H28.7.29提案)

者庁等とはもとより、関係機関と一丸となり、「新次元の消費者行政・消費者教育」の創造・展開に全力で取り組んでいく。

○徳島版地方創生特区(資料5)

・地方創生の実現に向け、国が推進する「地方創生特区」の動きを待つことなく、県が先導役を務め、産学官民連携による「徳島版地方創生特区」を創設し、県の規制等の緩和、県税等の減免措置、財政支援等を「パッケージ」で支援するとともに、事業の企画段階から県が市町村等から相談を受け付け、事業の

実施・発展に向け、国等との調整機能を県が発揮(県版特区)コンシエルジュ機能)する。平成二十九年年度からは、「市町村提案型」に加え、「消費者行政・教育」や「生涯活躍のまちづくり」など、県が地方創生の実現へ取り組むべき課題としてあらかじめ分野を指定する「課題解決先進型」を新たに設けた。平成二十八年度までに四町、平成二十九年年度に三市町を特区に指定している。(那賀町「徳島ドローン特区」、板野町「新南海道再興戦略特区」、石井町「次世代育成・六次産業集積特区」、美波町「歴史文化の力でまちづくり特区」、美馬市「『美馬市に夢ひらく』アリティブライフ推進特区」、海陽町「『海陽町型生涯活躍のまちづくり』推進特区」、上勝町「ゼロ・ウェイスト型エシカル購買モデル形成特区」)

市町村版総合戦略の「本格展開」の加速を支援

徳島県内の全二十四市町村では、平成二十八年三月中に市町村版の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定を終え、現在、「総合戦略」に掲げる施策・事業に鋭意取り組んでいるところである。

徳島県では、「県内市町村の創生なくして、徳島の創生なし」との思いのもと、「市町村版総合戦略」の具現化に向け、「徳島発の政策提言」が実る形で創設された「地方創生推進交付金」をはじめとする「財政的支援」、「カウンターパート方式による相談体制」の「人的支援」、「地

域経済分析システム(RESSAS)の活用実践に向けた支援」等の「情報支援」により、「徳島県全体の地方創生」につながるよう、しっかりとサポートし、市町村の総合戦略の具現化を目指していく。

おわりに

現在、国・地方を挙げて地方創生に取り組んでいるが、地域が抱える課題は地域ごとに異なっているため、処方箋もそれぞれの課題に見合ったものでなければならぬ。地方創生の実現のために、地域の課題や特性・実情に合った施策を行政側の視点からだけでなく、住民からの声も取り入れて練り上げ、現場主義の徹底により取り組んでいくことが大切だ。地元の人さえも気付いていないような隠れた資源を掘り起こし、磨き上げ、歴史や自然、風土といった地域の「強み」を十分に生かした地方創生戦略を練り上げ、実践することで、その地域ならではの特性を最大限に引き出した地方創生が実現できるだろう。

各市町村がそれぞれ「魅力」あふれる地方創生戦略を実現できれば、徳島県全体の明るい未来が見えてくる。県・市町村ともにしっかりとスクラムを組んで、徳島の明るい未来を目指し、徳島ならではの「魅力」ある地方創生を実現しましょう！

こちら編集部

少し前の話ですが、6月上旬に上野動物園へ行ってきました。興味深い動物がたくさんいますが、一番の目的はもちろんパンダ！パンダが大好きで、和歌山県のアドベンチャーワールドにも数年前に行きましたが、上野動物園には行ったことがなかったので、念願が叶いました。皆さんご存じの通り6月12日に赤ちゃんパンダが生まれましたが、私が行ったのはちょうど出産直前でしたので、母親パンダのシンシンが非公開でした。父親パンダのリーリーだけが公開されていましたが、それでも長蛇の列だったので、パンダ人気は相変わらず凄いなあと感じました。シャンシャンという素敵な名前も付き、連日ニュースで愛らしい姿を見せてくれて、本当に嬉しく思います。そして、遂に一般公開も始まったので、シャンシャンに会える日が来ることを今から心待ちにしています。

S

湯たんぼの季節がやって来ました。火傷には気をつけないといけないのですが、私は就寝時、布団に入れて使っています。暖房の乾燥も気にならず、足もとからじんわりと暖かく、からだ全体をほかほかにさせてくれます。湯たんぼの歴史は古いらしく、中国の唐時代には存在し、日本へは室町時代に伝わっていたようです。あの徳川綱吉も可愛い犬型の湯たんぼを愛用していたというから興味深いです。材質は陶器製、金属製、プラスチック製等がありますが、最近ではレンジでチンできるものもあるそうです。電気代もかからずエコだと海外でも人気らしいですね。色やデザインも多岐にわたりますので、冷え性の方や使われたことがない方は一度試してみてもいいかもしれません。

O

阿波の自治より募集のお知らせ

写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとおききのニュースをお待ちしております。

原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

阿波の自治 vol.91

平成 29 年 12 月 発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

みなさ～ん
宝くじは徳島県内で
買ってね。



阿波踊りクーちゃん

宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。

なぜ県内で買って欲しいのかって？それは、徳島県内で売られた宝くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているからさ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。